

年金・医療・介護はいくら？ 退職後の不安を解消

平成25年4月20日 13:30~15:45
於: パスレル保谷

主催: NPOプラス・ド・西東京

西東京市ライフプラン研究会代表
ファイナンシャルプランナー/行政書士
原 孝雄

<http://www.takaoffice.org/anshin/>

自己紹介



CFP/1級FP技能士



行政書士/入管申請取次者

原 孝雄

Hara

Takao



行政書士 原 孝雄 事務所

〒202-0012 東京都西東京市東町3-2-31

Tel/Fax 042-423-5705

Email : hara@takaooffice.org

URL : <http://takaooffice.org/gyousei/>

- 現役時代はIT系コンサルタント（エンジニア）
- 2006年 地域社会への復帰のためFPの勉強開始
 - 2009年 CFP認定、1級FP技能士
 - 2010年 行政書士事務所開設

- 2009年地域デビュー
- セミナー実績
 - 2011年「セカンドライフの安心設計」(全7回)
 - 2012年「セカンドライフの安心設計」(全3回)
 - 「親子deおこづかいゲーム」(2回)

西東京市 民生委員・児童委員

編集委員会委員長 児童福祉部会副部会長

原 孝雄

担当地域 東町三丁目

西東京市東町3-2-31 042-423-5705

■ 地域活動

西東京市 社会教育委員

西東京市 社会貢献型後見人

西東京市 ふれまち「クリーンあけぼの」

西東京市 ライフプラン研究会

西東京市 太極拳協会

NPO法人 東京太極拳協会

市民委員

受任中

代表

代表

会長

監事

セミナー日程

	日 時	テーマ
1	4月20日(土) 13時30分～15時45分	年金・医療・介護はいくら？ (セカンドライフの必要資金は？)
2	6月29日(土) 13時30分～15時45分	相続・贈与・遺贈 (誰に何をどう遺すか？) 相続税が上がる！
3	8月24日(土) 13時30分～15時45分	遺言・エンディングノート (遺言を実際に書いてみましょう！)

- * 各テーマは1回ごとに完結します。テーマ毎に参加可能です
- * 具体的事例については、別途個別相談を行います。

年金・医療・介護はいくら

1. そもそも老後生活はいくらかかるの？
 - ・ 基本的な考え方(計算方法)
2. 社会保障とは
 - ・ 社会保障と社会保険、給付と負担の関係
3. 年金制度
 - ・ 国民年金(基礎年金)、厚生・共済年金
 - ・ 遺族年金、障害年金
4. 医療保険制度
 - ・ 健康保険、国民健康保険
後期高齢者健康保険
5. 介護保険制度
 - ・ 在宅サービス、施設サービス

1. リタイア後の必要資金は？

・リタイア後の必要資金の計算方法

リタイア後の
生活費(総額)

—

リタイア後の収入
(公的年金など)

=

リタイア後の
必要資金

・リタイア後の生活費

月間支出予定額

×

12ヶ月

×

リタイア時の
平均余命

- ・老後の最低日常生活費→平均22.3万円
- ・ゆとりある老後生活費 →平均36.6万円
- ・二人世帯標準生計費 →平均18.2万円

平均余命	男性	女性
56歳		32.03年
60歳	22.84年	28.37年
61歳		27.47年
65歳	18.86年	23.89年
70歳	15.08年	19.53年

60歳(妻56歳)でリタイアすると、「平均的な老後生活費」は

① 夫婦2人期: 30万円 × 12ヶ月 × 22.84年 = 約8,220万円

② 妻1人期 : 25万円 × 12ヶ月 × 9年 = 約2,700万円

合計 ①+② = 約1億920万円

リタイア後の必要資金は？

・リタイア後の収入は

公的年金見込額(月額)

+

一時的収入(満期保険金など)

統計では……(平成19年度社会保険事業の概況(平成21年3月))

- ・部分年金(報酬比例部分相当の老齢厚生年金) : 平均10.9万円
- ・特別支給の老齢厚生年金(基礎年金額を含む) : 平均18.5万円
- ・国民年金(老齢基礎年金) : 平均 5.4万円

夫 60歳から部分年金10.9万円、65歳から16.8万円

妻 65歳から6.4万円の公的年金を受け取ると仮定

① 夫 $10.9\text{万円} \times 12\text{ヶ月} \times 5\text{年} + 16.8\text{万円} \times 12\text{ヶ月} \times 18.86\text{年} = \text{約}4,404\text{万円}$

② 妻 $6.4\text{万円} \times 12\text{ヶ月} \times 23.89\text{年} = \text{約}1,835\text{万円}$

遺族年金 = 約 845万円 + → 約2,680万円

夫婦合計 ①+② = 約7,084万円

夫が83歳で亡くなり、公的年金(基礎年金額を除く)の3/4を受け取ると仮定

従って必要資金は

約1億920万円 - 約7,084万円 = 約3,836万円

リタイア後の必要資金は？

・退職金だけで十分？

$$\text{リタイア後の必要資金} - \text{退職一時金・企業年金など} = \text{自助努力必要額}$$

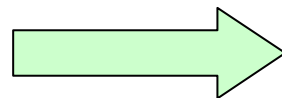
調査では……（「退職金・年金事情」（2009年版））

・大学卒（総合職、事務・技術系）	: 2,053万円
・高校卒（総合職、事務・技術系）	: 1,862万円

夫 退職金が2,200万円支給される予定
従って自助努力必要額は

約3,836万円 - 2,200万円 = 約1,636万円

・足りない資金をどうするか？



リタイアメントプランの作成

対策の検討

- 金融資産がマイナスになる場合は対策が必要
年金生活に入るまでに用意する金融資産目標を設定し、それに向けて対策を考える必要がある。
- 1. 年間収支の合理化
 - ① 住宅ローンのチェックと見直し
 - ② 生命保険のチェックと見直し
- 2. ライフプランの見直し
 - ① 優先度付の明確化：車の買替え期間延長、タクシー・レンタカー等の活用
 - ② 資産運用能力の強化（リスクとリターン）
 - ③ 保有資産（遊休不動産など）の整理・有効活用
- 3. ライフプランの変更 改正高齢者雇用安定法
 - ① 収入増：就職(特に60歳～65歳)・妻も働く
 - ② 支出減：
年間支出の水準を落とす→交際費、レジャー費、外食費の削減
イベントの予算を落とす→海外旅行の回数減、結婚費用の援助削減

年金・医療・介護はいくら

1. そもそも老後生活はいくらかかるの？

- ・ 基本的な考え方(計算方法)

2. 社会保障とは

- ・ 社会保障と社会保険、給付と負担の関係

3. 年金制度

- ・ 国民年金(基礎年金)、厚生・共済年金
- ・ 遺族年金、障害年金

4. 医療保険制度

- ・ 健康保険、国民健康保険
後期高齢者健康保険

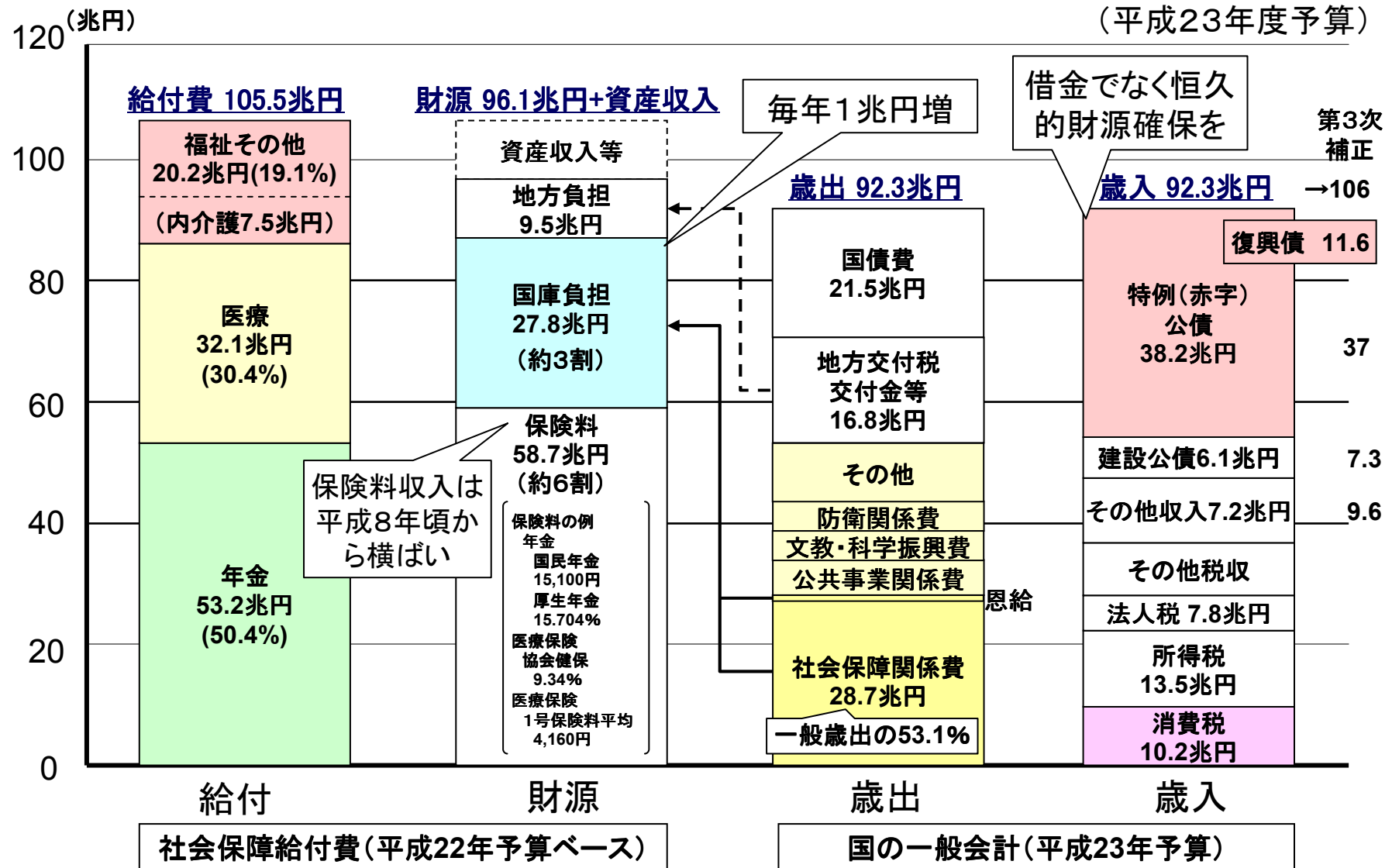
5. 介護保険制度

- ・ 在宅サービス、施設サービス

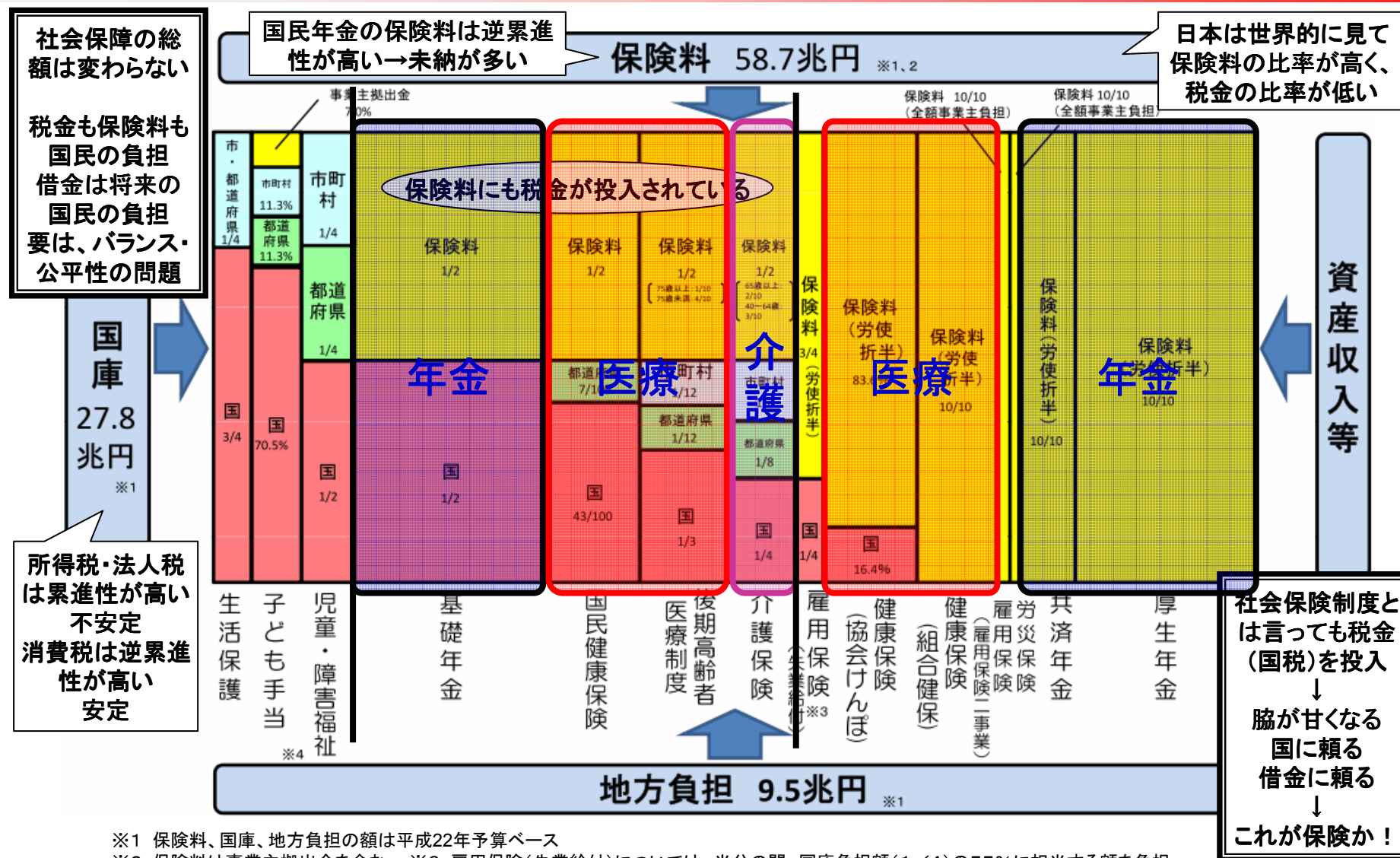
2. 社会保障とは

- 憲法25条(生存権、国の社会的使命)
全ての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。
- 憲法13条(個人の尊重と公共の福祉、幸福追求権)
全ての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求する権利を有する。(公共の福祉に反しない限り)
- ◆ 国民には生存権・幸福追求権
- ◆ 国には生活保障(雇用と社会保障)の責務
- 社会保障: 国民の「安心」や、生活の「安定」を支えるセーフティネット
 - －公的扶助(生活保護)
 - －社会福祉(児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉等)
 - －保健医療・公衆衛生
 - －社会保険(強制加入、保険料を徴収し、病気・老後・障害時に給付)
 - 医療保険(健康保険、国民健康保険、共済組合、船員保険、後期高齢者医療)
 - 年金保険(国民年金、厚生年金、共済年金) 老齢年金、障害年金、遺族年金
 - 介護保険
 - 労災保険(労働者災害補償保険)、雇用保険

社会保障の規模(財源の3割は税金→一般歳出の5割)



社会保障財源の全体像(イメージ)

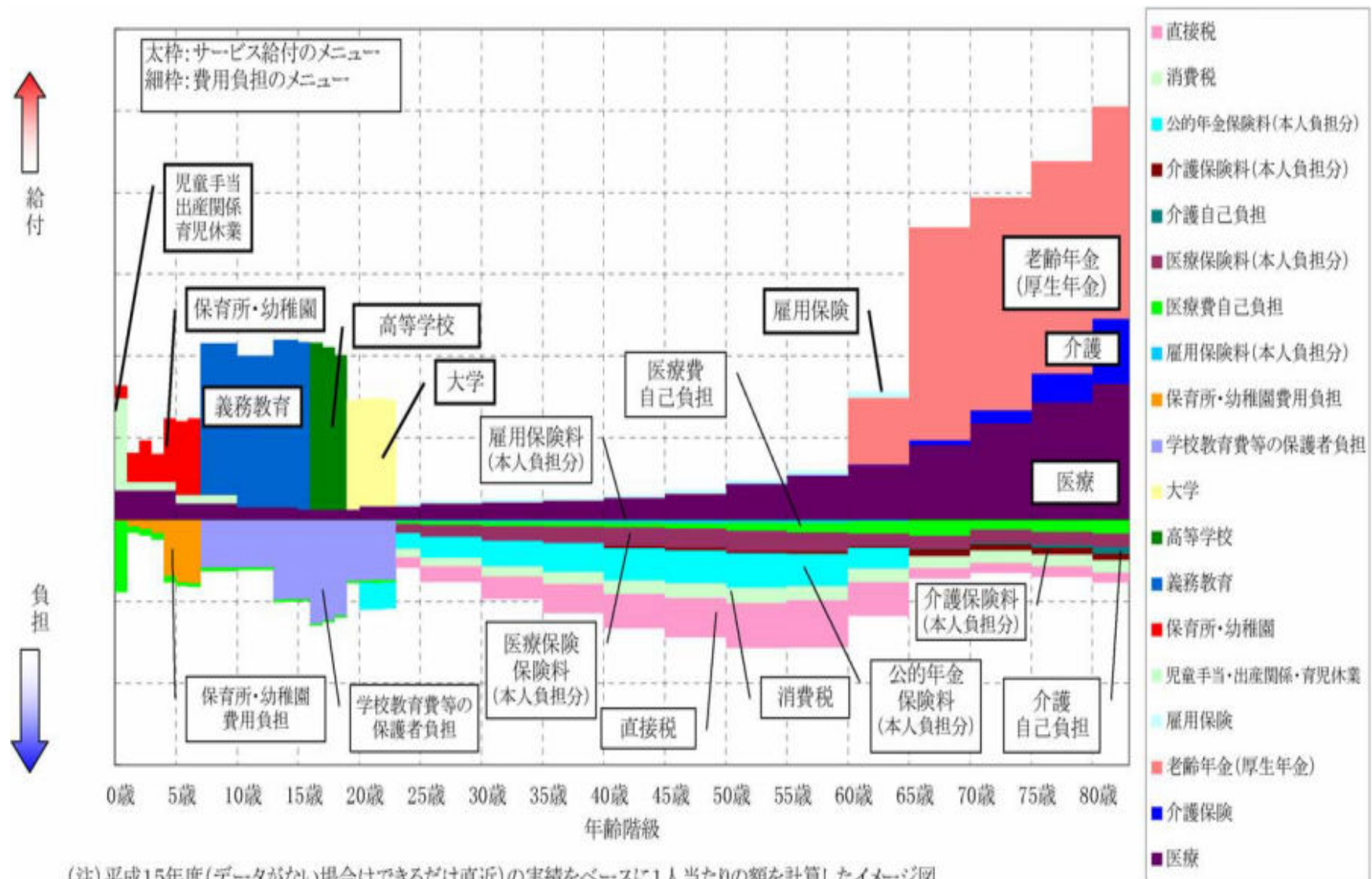


※1 保険料、国庫、地方負担の額は平成22年予算ベース

※2 保険料は事業主拠出金を含む。 ※3 雇用保険(失業給付)については、当分の間、国庫負担額(1/4)の55%に相当する額を負担。

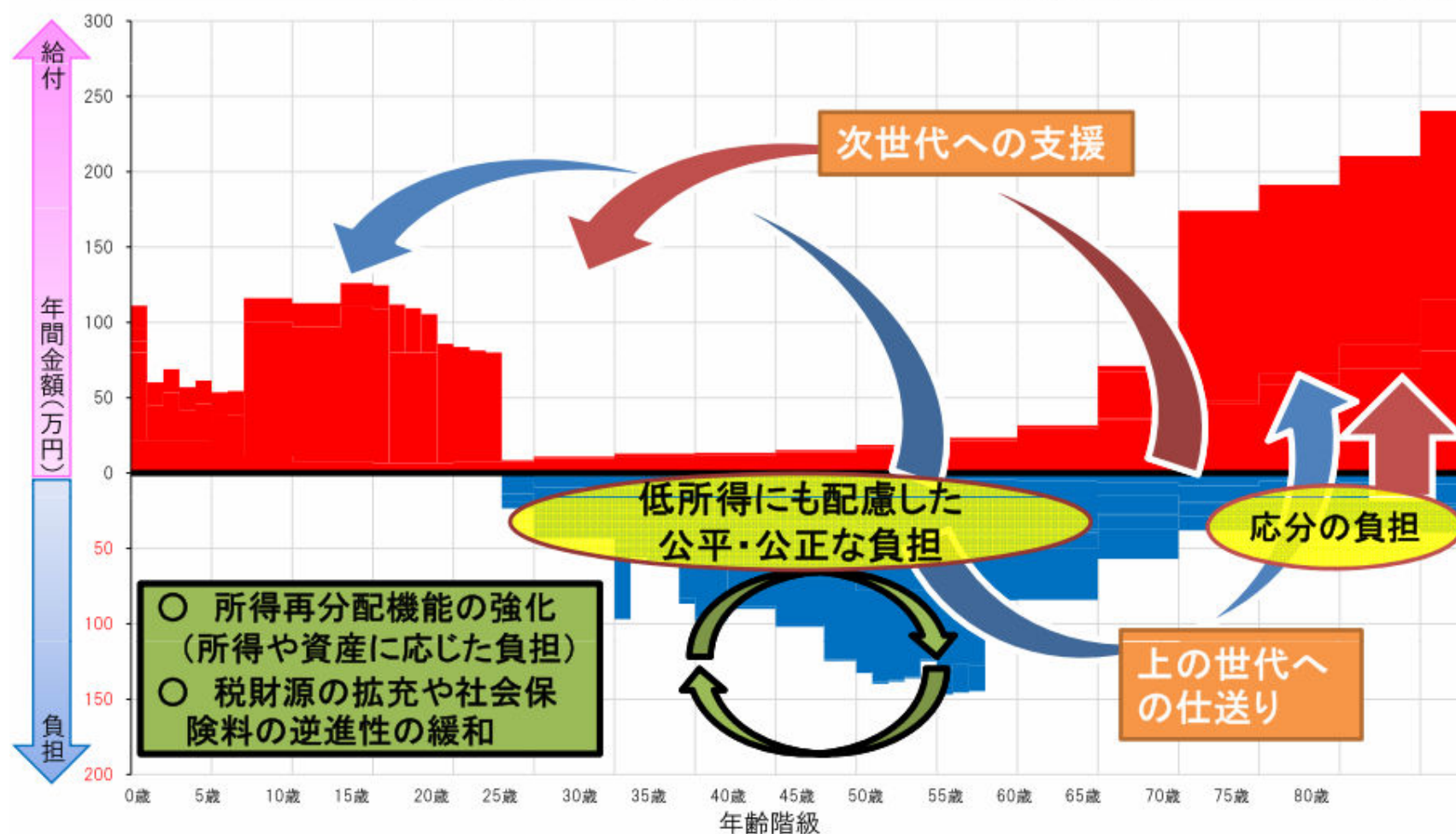
※4 児童・障害福祉のうち、児童入所施設の措置費は負担割合は、原則として、国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2となっている。

1人の生涯からみた給付と負担の姿



世代間でみた給付と負担の姿

ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ(現状)



(注) 平成21年度(データがない場合は可能な限り直近)の実績をベースに1人当たりの額を計算している。子どもに係わる保育・教育関係費用等については子どもが30歳の時に生まれたと仮定し、計算している。子ども手当は平成22年度の額。

年金・医療・介護はいくら

1. そもそも老後生活はいくらかかるの？
 - ・ 基本的な考え方(計算方法)
2. 社会保障とは
 - ・ 社会保障と社会保険、給付と負担の関係
3. 年金制度
 - ・ 年金制度の全体像
 - ・ 老齢年金、遺族年金、障害年金
4. 医療保険制度
 - ・ 健康保険、国民健康保険
後期高齢者健康保険
5. 介護保険制度
 - ・ 在宅サービス、施設サービス

老後の頼りは年金

① 年金は高齢者世帯の収入の7割

仕送り・企業年金・
個人年金・その他の所得 15.2万円
公的年金・恩給以外
の社会保障給付金 2.5万円

セカンドライフは悠々自適
の筈だったが
リーマンショックで資産は半減
利息もゼロ

頼りは年金！

だが、その年金も
支給額は減るようだし
支給年齢も70歳へ引上げ？
100年は大丈夫だったはずでは

私の老後はどうなるの

② 6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活

20%未満
3.5%

若い人から見たら？

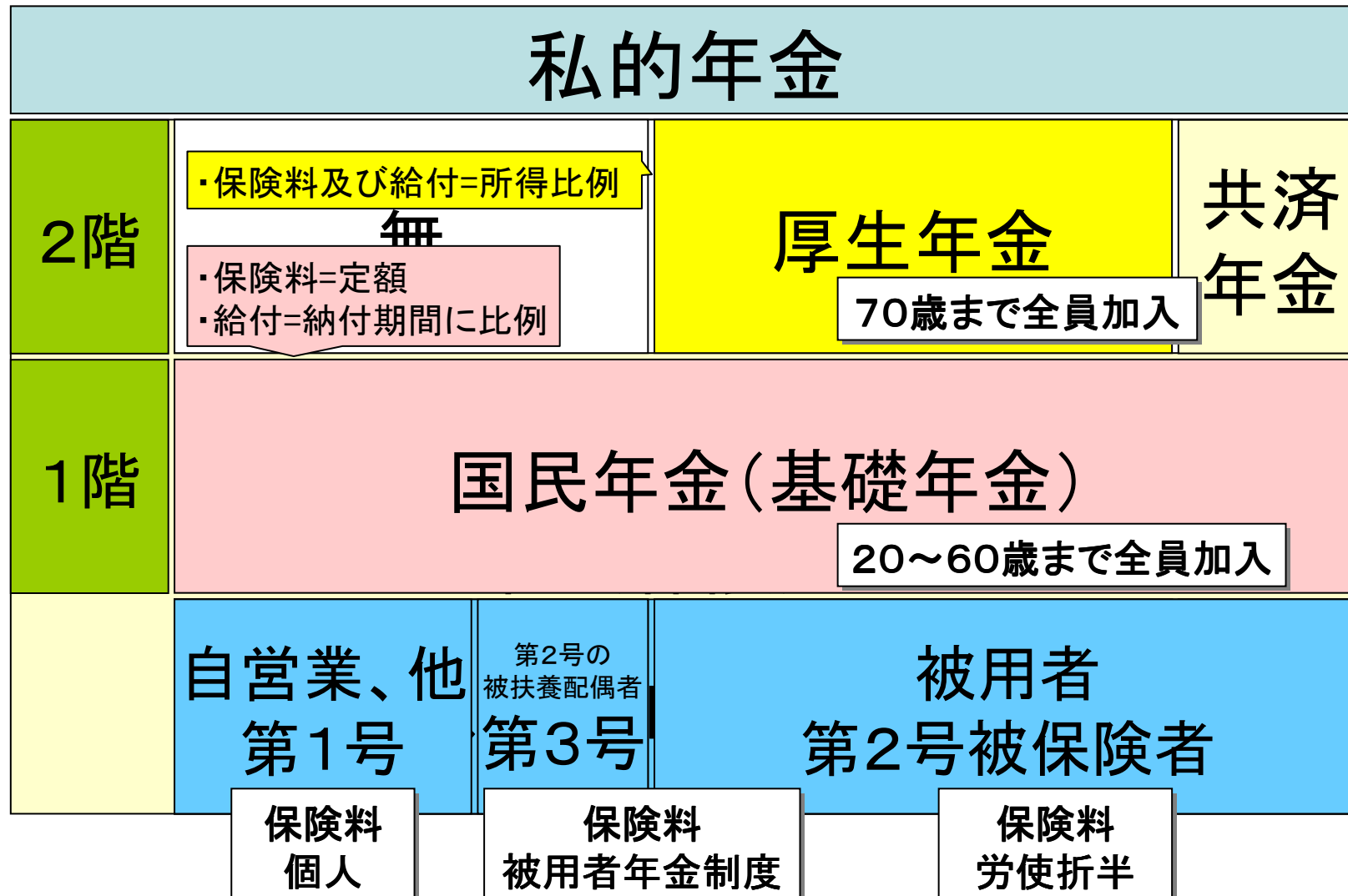
高齢者は貰い過ぎだ
少子高齢化時代
子供が親を養うのは無理
グローバル化時代
仕事も少ない、給料は低い
税金も上がりそう

我々の年金はあるのか？
困っているのは我々だ

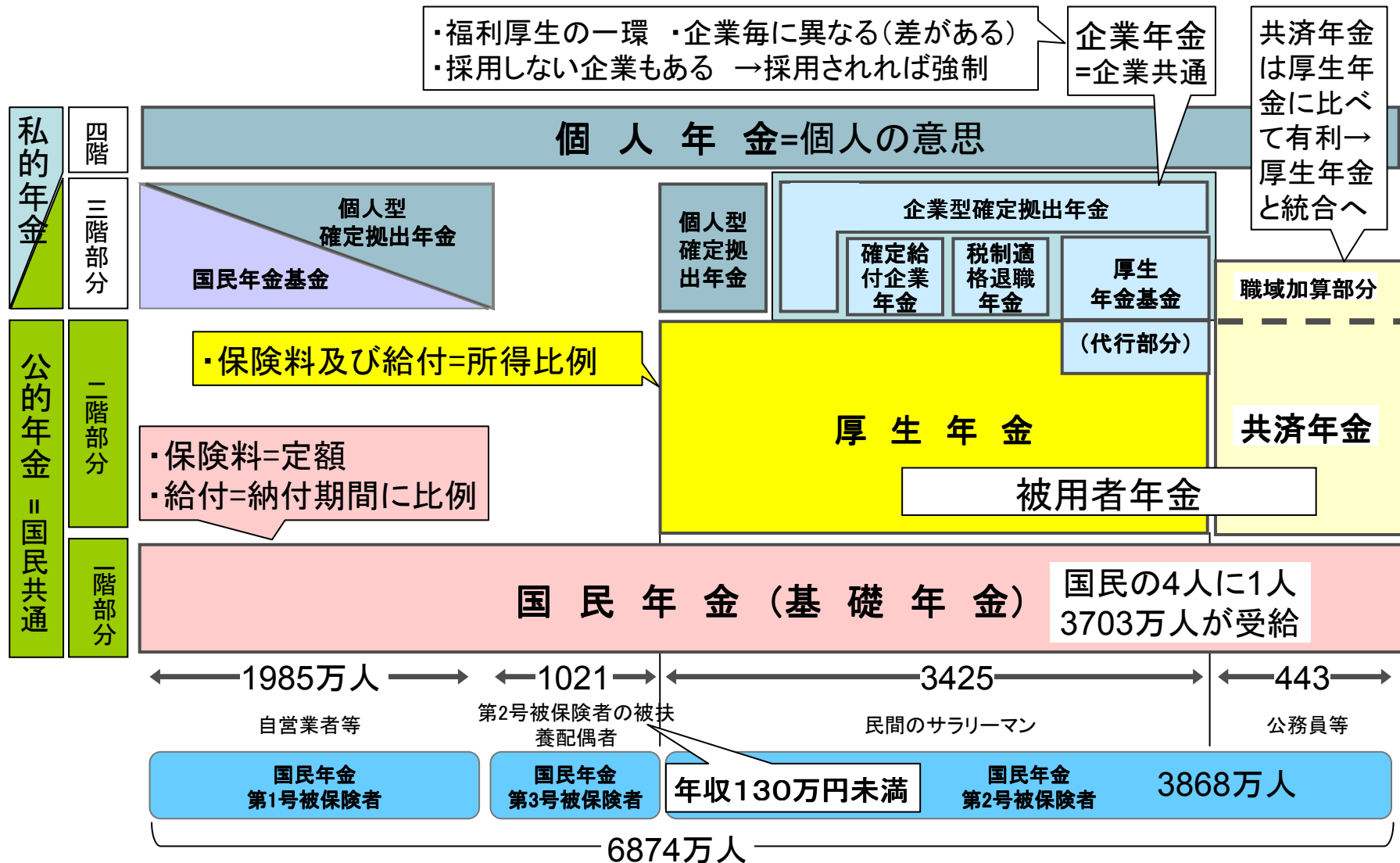
我々の老後はどうなるの

高齢社会へ(人口の推移)→高齢社会のコストを担うのは誰？

3. 公的年金の仕組み



3.1 年金制度の全体像



3.2 受給できる公的年金(老齢・障害・遺族)

公的年金が受給できるのは

- 1) 高齢になったとき(高齢給付)
- 2) 病気やけがにより障害者と認定されたとき(障害給付)
- 3) 年金受給者または被保険者(加入者)が死亡したとき(遺族給付)

貯金のような感覚
だが、保険です！

半分は税金。現役世
代が負担。税金の半
分は借金なので将来
世代が負担

より保険的なのは、
障害年金と遺族年金。
特に障害年金は若年
者のための年金

		老齢(退職)年金 (高齢になった時受給)	障害年金 (障害と認定された時受給)	遺族年金 (加入者等が死亡したとき 遺族が受給)
1階	国民年金 (20歳以上60歳未満の 国民全員加入)	老齢基礎年金 (付加年金を含む)	障害基礎年金 2級障害で満額支給	遺族基礎年金 寡婦年金 死亡一時金 子がいる妻 なら満額 →養育費
2階	厚生年金 (民間会社員)	老齢厚生年金	障害厚生年金 障害手当金	遺族厚生年金 最低額 25年と 見なす
	共済年金 (公務員など)	退職共済年金 (職域年金を含む)	障害共済年金 障害一時金	遺族共済年金

3.2.1 老齢年金の概要・・・いくら貰えるの

加入する年金、加入期間、報酬(給与)、生年月日などで決まる

- 65歳以降の**被用者**の標準的な年金額(月額)

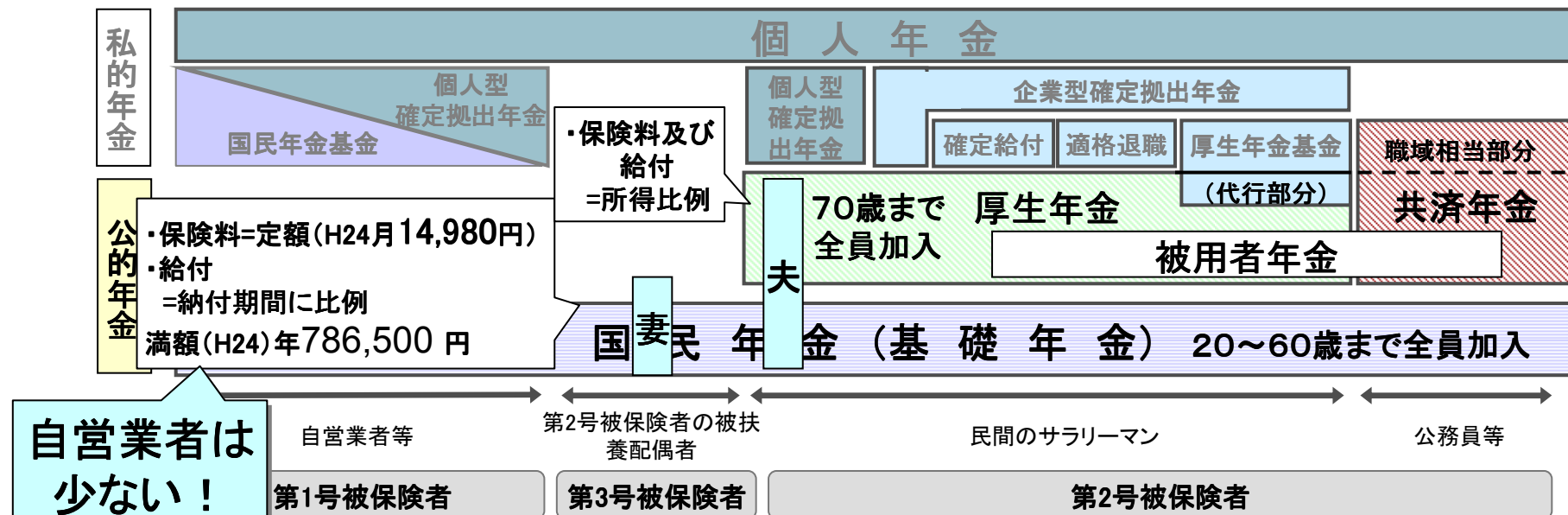
平成23年度の年金額は0.4%の引下げ
(平成17年の物価と比較)

276万円／年／世帯

夫が平均標準報酬36万円で40年就業
妻がその全期間専業主婦
配偶者加給を除く。厚労省 H23年度の年金額

夫分	老齢厚生年金 100,166円←100,576円 (報酬比例部分)
	老齢基礎年金 65,741円←66,008円
妻分	老齢基礎年金 65,741円←66,008円

H24年度は年786,500円 月65,541円



受給要件 原則25年以上加入が必要

(2015(平成27)年から10年に変わる予定)

国民年金

- ・保険料納付済み期間
- ・保険料免除期間
- ・合算対象期間

厚生年金＋国民年金

- ・保険料納付済み期間
- ・保険料免除期間
- ・合算対象期間

あわせて 25年 (特例で15年～24年)以上ある

・被用者年金制度の期間の特例

生年月日	年数
S27.4.1以前	20年
S27.4.2～28.4.1	21年
S28.4.2～29.4.1	22年
S29.4.2～30.4.1	23年
S30.4.2～31.4.1	24年

・中・高齢者の特例
男性40歳、女性35歳以降

生年月日	年数
S22.4.1以前	15年
S22.4.2～23.4.1	16年
S23.4.2～24.4.1	17年
S24.4.2～25.4.1	18年
S26.4.2～27.4.1	19年

保険料を納付した期間

- ・第1号被保険者期間
- ・第3号被保険者期間
- ・任意に加入した期間など

保険料を免除されるが、受給資格期間として年金額に反映される期間

免除の種類	保険料	年金額
全額免除	ゼロ円	1/2
4分の3免除	3,780円	5/8
半額免除	7,550円	6/8
4分の1免除	11,330円	7/8

受給資格期間にはなるが、年金額には反映しない(カラ)期間

国民年金だけに加入していた 厚生年金に加入していた

配偶者が加給年金を受けていた

NO

老齢基礎年金

65歳

YES

振替加算

老齢基礎年金

65歳

厚生年金に1年以上加入していた

NO

老齢厚生年金

老齢基礎年金

65歳

YES

特別支給の

老齢厚生年金

60歳

老齢厚生年金

老齢基礎年金

65歳

NO

貰えない

自分の受給資格期間は？

ねんきん定期便: 35、45、58歳時に、詳細な加入履歴を送付。
年金個人情報提供サービス:

ねんきん定期便には老齢厚生年金に加算される「加給年金額」や、老齢基礎年金の「振替加算額」は記載されていない

国民年金第1～3号間の移動例(女性)

	変更の原因	被保険者の種類	届出先(2週間以内に)
1	大学に入学、20歳に	無資格→第1号	市町村役場(2週間以内)
2	卒業、民間会社に就職	第1号→第2号	勤務先(5日以内)→年金事務所
3	結婚、夫は第2号、専業主婦	第2号→第3号	夫の勤務先→年金事務所
4	夫が別会社へ転職	第3号→第3号	夫の勤務先→年金事務所
5	夫が退職、自営業者へ	第3号→第1号	市町村役場(届けないと未納状態)
6	私立学校へ就職	第1号→第2号	勤務先→年金事務所
7	退職、個人事業で花屋開業	第2号→第1号	市町村役場
8	60歳に	第1号→資格喪失	
	離婚	第3号→第1号	市町村役場

要注意！
転職(特に中小企業)
結婚、名前の読み

もらい忘れ
→時効5年

年金の裁定請求先(受給権の確認と給付請求←自分で請求！)

- ① 国民年金第1号のみの人……………住所地の市区町村役場
- ② 国民年金第3号が少しでもある人……………住所地の年金事務所
- ③ (第1号・第3号)＋最終が厚生年金(第2号)……………最終勤務先の年金事務所
- ④ 厚生年金(第2号)＋最終が第1号・第3号……………住所地の年金事務所
- ⑤ 共済年金加入期間がある人……………各共済組合

国民年金の保険料免除

- 申請免除：全期間(40年間)全額免除しても年(約27)万円貰える(1957年生)

- 本人(納付義務者)・世帯主・配偶者(連帯負担義務)の前年所得が一定額以下の場合には、申請手続きをとることにより納付が免除される
- 免除率に応じ給付額が減額される

免除率	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
H21年3月以前	3分の1	2分の1	3分の2	6分の5
H21年4月以降	2分の1	8分の5	4分の3	8分の7

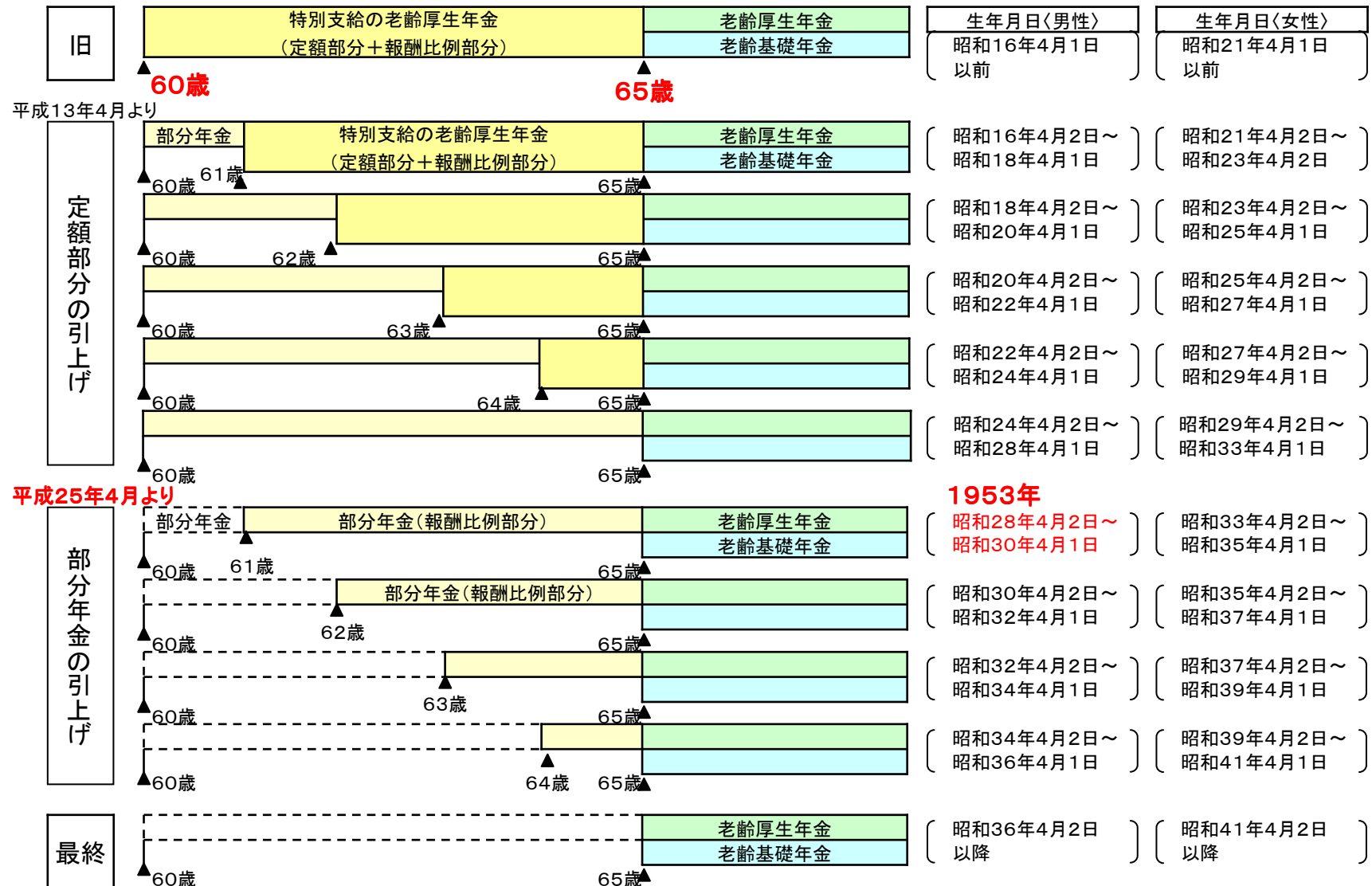
- 免除された保険料は、10年以内であれば追納可能(滞納の時効は2年)
- 免除の対象となるめやす(H23年度)

免除率	全額免除	4分の3免除	半額免除
4人世帯(夫婦+子供2人)	162万円	230万円	282万円
2人世帯(夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円

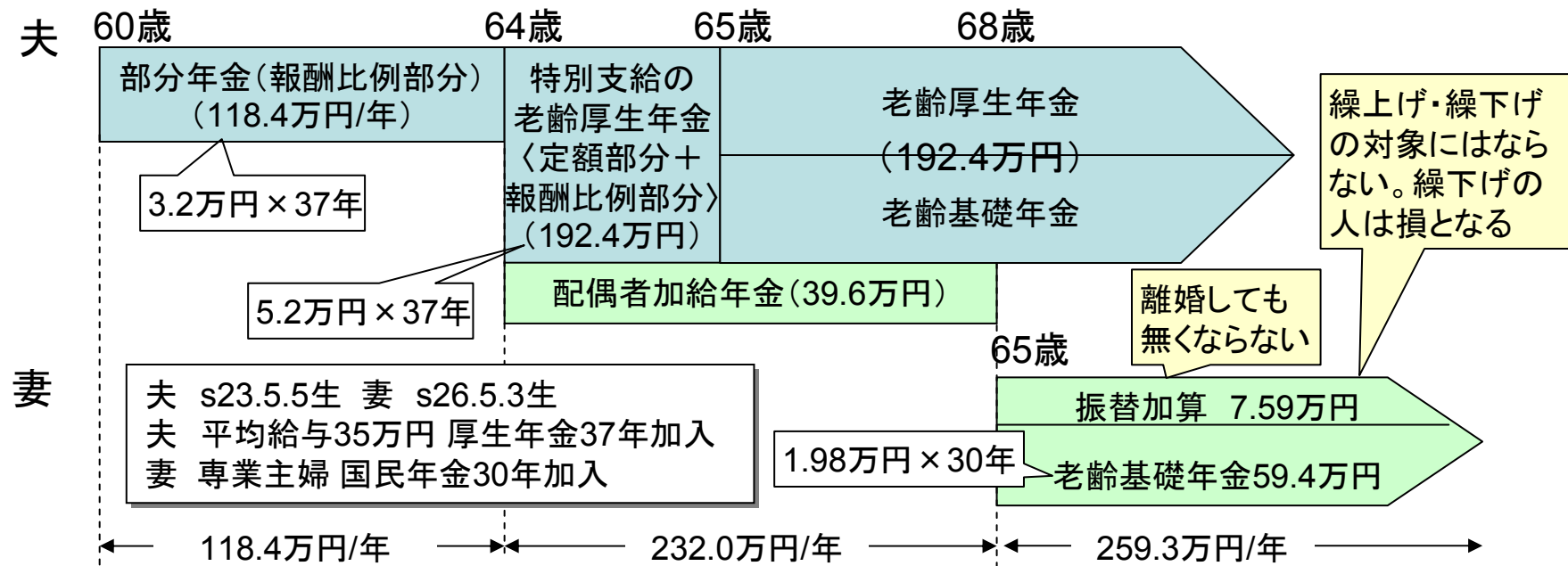
後納制度：
平成24年10月1日
から3年間は10年
間に延長

- 法定免除：申請手続きをしなくても自動的に全額免除となる
 - 障害年金の受給権者、生活保護法による生活扶助等を受けている人
- 学生納付特別制度：本人の所得が一定以下の場合、納付が猶予される
- 若年者納付猶予制度：30歳未満の本人(と配偶者)の所得が一定以下の場合、納付が猶予される。(平成27年6月までの措置)

老齢厚生年金は生年月日によって支給開始日が決まる



受給額：会社員の夫と専業主婦の妻

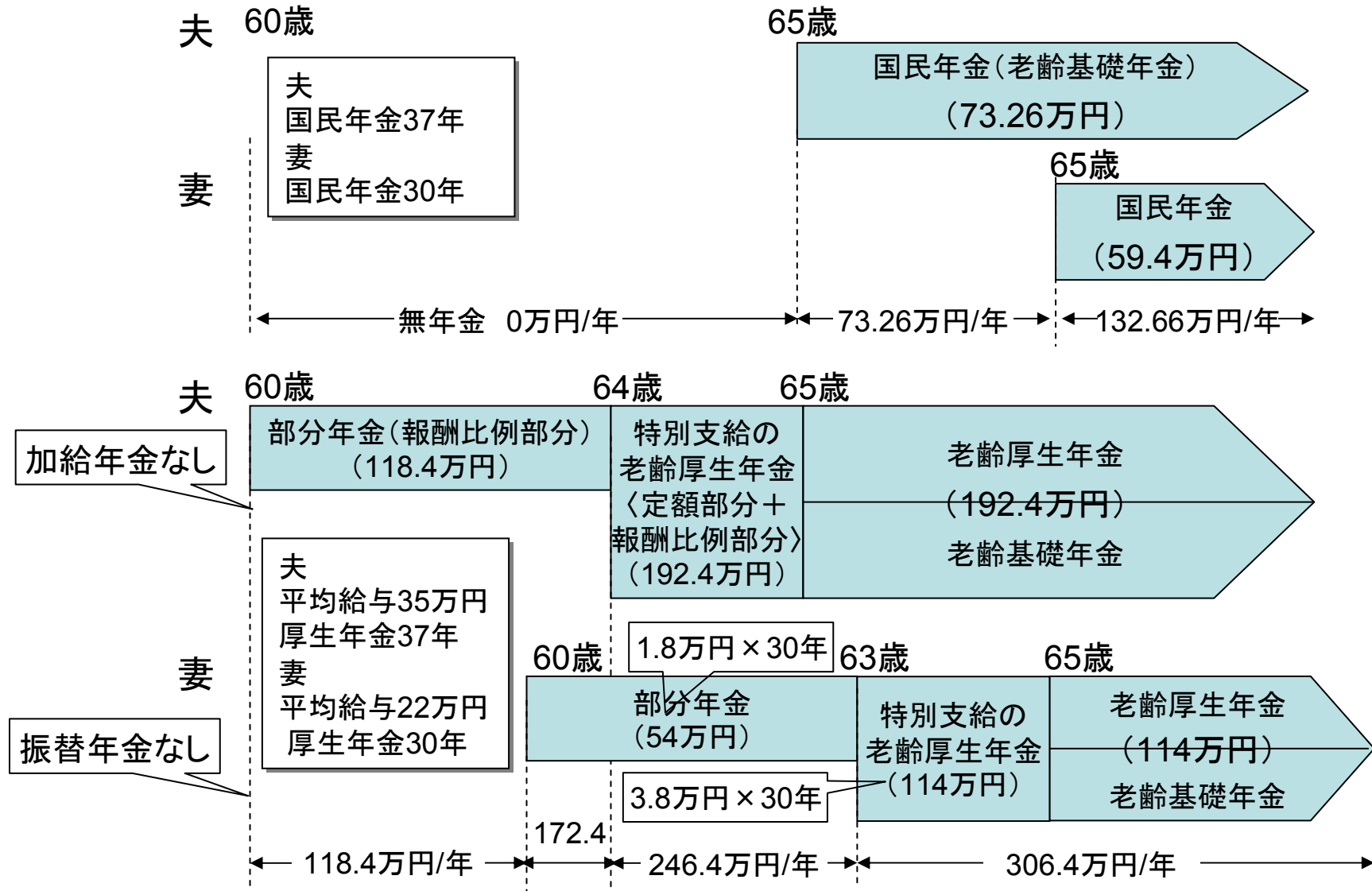


振替加算額表(国民年金が任意→強制に変わったS61年に20歳以上だった人を救済)

生年月日	振替加算額	生年月日	振替加算額	生年月日	振替加算額
昭和18.4.2~19.4.1	124,200円	昭和26.4.2~27.4.1	75,600円	昭和34.4.2~35.4.1	27,200円
昭和19.4.2~20.4.1	118,000円	昭和27.4.2~28.4.1	69,700円	昭和35.4.2~36.4.1	21,100円
昭和20.4.2~21.4.1	111,900円	昭和28.4.2~29.4.1	63,600円	昭和36.4.2~37.4.1	15,200円
昭和21.4.2~22.4.1	106,000円	昭和29.4.2~30.4.1	57,400円	昭和37.4.2~38.4.1	15,200円
昭和22.4.2~23.4.1	99,900円	昭和30.4.2~31.4.1	51,500円	昭和38.4.2~39.4.1	15,200円
昭和23.4.2~24.4.1	93,800円	昭和31.4.2~32.4.1	45,400円	昭和39.4.2~40.4.1	15,200円
昭和24.4.2~25.4.1	87,800円	昭和32.4.2~33.4.1	39,300円	昭和41.4.2~42.4.1	0円
昭和25.4.2~26.4.1	81,700円	昭和33.4.2~34.4.1	33,400円	昭和42.4.2~43.4.1	0円

- ・ 65歳になった時
- ・ T15年4月2日～S41年4月1日まで生まれた方
- ・ 配偶者に加給年金額が加算されていた
- ・ 自身が20年以上厚生年金に加入していない

受給額：夫婦で国民年金、夫婦で厚生年金



働き方で変わる年金の受給額

60歳からの選択例(60歳から64歳)

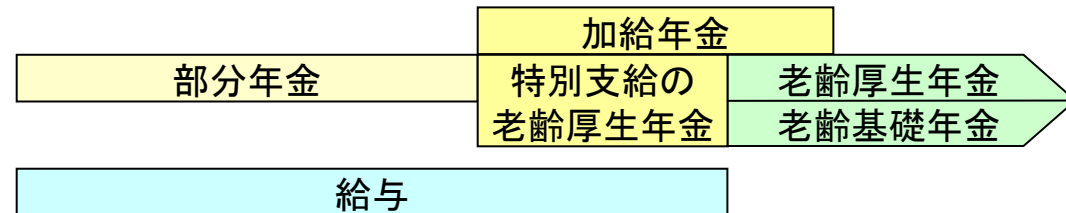
- ①再就職(厚生年金加入)
年金額調整(減額)

給与の額(総報酬月額)により特別支給の老齢厚生年金が減額される
65歳代以降も同様の仕組みあり



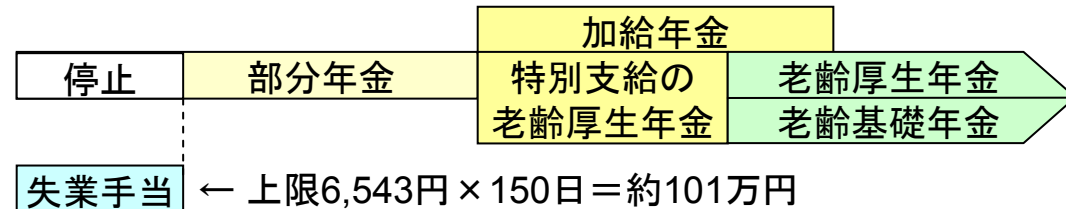
雇用保険の高年齢雇用継続基本給付と60歳代の在職老齢年金との調整あり
(65歳未満の給与が60歳時の75%未満になった場合、雇用保険から給与の15%(最大)が支給される)

- ②再就職(厚生年金未加入)
年金満額支給

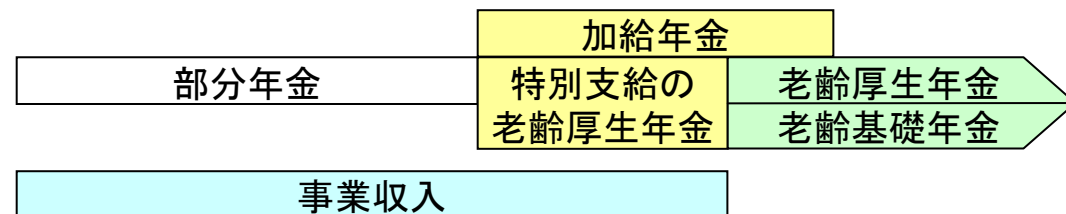


- ③再就職希望
ハローワークで求職の申込み

全年齢	被保険者期間			
	1年未満	1~10年	10~20年	20年以上
90日	—	90日	120日	150日



- ④自営・独立等
年金は満額だが
失業手当はない



3.2.2 遺族年金の概要

- 遺族年金は、遺族基礎年金＋遺族厚生年金
- 遺族基礎年金は、国民年金に加入している夫が死亡したときに、**子のある妻又は子に支給**
 - * 子: 18歳(高校卒業)まで、20歳未満で1, 2級の障害未婚子
 - * 「子のない妻」、「子のある夫」、「夫」は受給権がない
 - 基本年金: 788,900円＋子の加算
第1子・第2子227,900円 第3子以降75,900円
- 会社員の妻は、**遺族厚生年金が一生もらえる**
 - 受給権者: 子のある妻、又は子。子のない妻、孫、55歳以上の夫、父母、祖父母(60歳から支給)
 - 年金額は、**報酬比例の年金額の3/4**
 - 被保険者期間が300月(25年)に満たない場合は300月として計算
 - 夫の死亡時に30歳未満で子を養育していない妻に対しては、5年間の有期給付(平成19年4月以降)

短期要件

- ・被保険者が死亡
- ・被保険者であったことがある60歳から65歳未満の人で国内に住所を有する人が死亡

長期要件

- ・老齢基礎年金の受給権者が死亡
- ・受給資格者が死亡

年収850万円以内
(所得655.5万円)

保険料納付要件

- (短期要件の場合)
- 全期間の3分の1以上の滞納がないこと。
- 又は過去一年以上に保険料未納期間がないこと

短期要件

- ・被保険者が死亡
- ・被保険者期間中に初診日があり、資格喪失後5年以内に死亡
- ・1級又は2級の障害厚生年金受給権者又は受給資格者が死亡

長期要件

- 基礎年金と同様

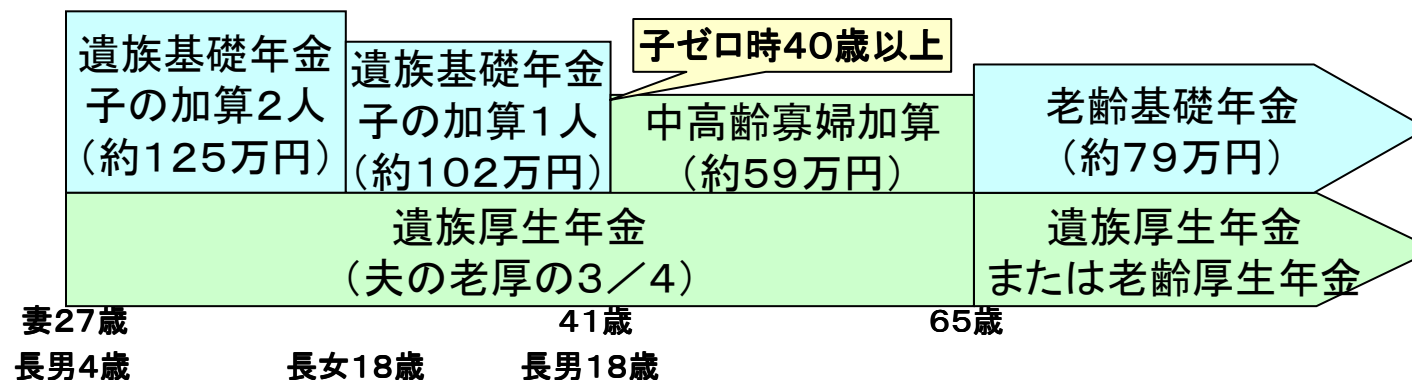
年収850万円以内
(所得655.5万円)

保険料納付要件

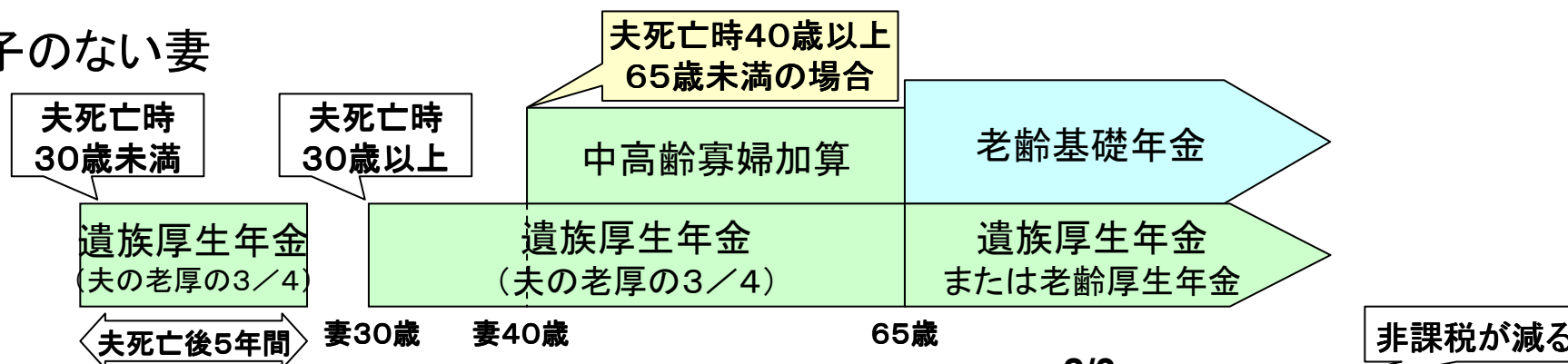
- 障害年金の場合は不要

遺族年金はどのくらいもらえるの？

子のある妻 遺族基礎年金を受給。子がゼロになったら妻の受給権は失権

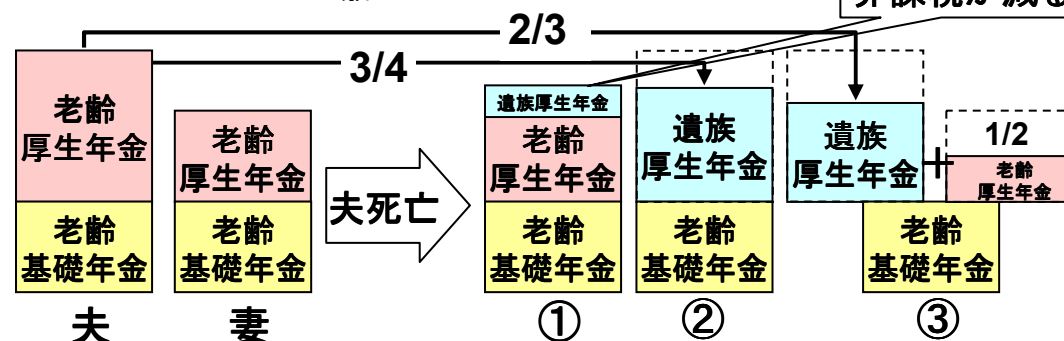


子のない妻



遺族厚生年金の併給調整

- ・改正前: 遺族厚生年金を受給(②)
- ・改正後: 65歳からは自らの老齢厚生年金全額受給した上で、差額を遺族厚生年金として受給(①)
- ・③と比較し、高い方の額を受給



3.2.3 障害年金の概要

被保険者や被保険者であった人が万一、病気や怪我のため障害者になってしまった時、一定の要件を満たせば、その障害の程度に応じて障害年金や一時金が支給される。←請求しなければ出ない！

被用者年金	障害手当金 (障害一時金)	障害厚生 (共済) 年金3級	障害厚生 (共済) 年金2級	障害厚生 (共済) 年金1級
			障害基礎年金 2級	障害基礎年金 1級
国民年金				

軽い ← 障害の程度 → 重い

支給要件が厳しい！

初診日要件：非常に大切だが、証明が難しい。カルテの保存期間は5年

加入要件：どの年金に入っていたか

- ① 初診日に、被保険者であること。又は被保険者であった人が、20歳未満か、国内在住で60歳～65歳未満までの人
厚生年金の場合は1～3級
- ② 障害認定日に障害の程度が1級か2級に該当すること
- ③ 保険料納付要件：原則：初診日の属する月の前々月までに保険料滞納期間が今まで加入すべき被保険者期間の3分の1未満であること
 特例：同上前々月までの直近の1年間に保険料の滞納がないこと（初診日が平成28年3月末までに限る）

障害年金の請求の仕方

証明困難→
病院廃業。医師不明。
カルテ廃棄等

- ① 障害認定日請求：初診日（初めて医師の診断を受けた日）から1年6ヶ月経過した、或いはそれ以前の「治った（これ以上治療しても、効果が期待できない状態）」日（から概ね3ヶ月以内）の障害の程度が障害等級に該当していると、その日以降請求手続きができ、認定日の翌月分から受給できる。**請求の時期が遅れても、最大5年の遡及が可能。**
- ② 事後重症請求：障害認定日に障害等級に該当しなくても、65歳に達する前々日までに症状が悪化し、障害等級に該当した場合は請求により受給できる
- ③ 併合認定請求：複数障害併合の結果初めて2級に該当する場合
- ④ 20歳前傷病による障害基礎年金：初診日が20歳前で、どの年金制度にも加入していなかったときは、原則として、20歳に達したときに障害等級に該当していると、障害基礎年金が支払われる

障害者手帳とは一致しない

医師の診断書が必要

うつ病は判定が難しい

障害等級：一般的には、身体機能の障害等により

うつ病など精神疾患も対象

1級：日常生活の用を弁ずることができない状態（常時介護を要する）

2級：日常生活が極めて困難で、就労できない状態（適宜、介護を要する）

3級：就労に著しい制限を受ける状態

障害年金額(平成23年度)

● 障害基礎年金

- 1級: $788,900\text{円} \times 1.25$ + 子の加算
- 2級: $788,900\text{円}$ + 子の加算
- 子の加算: 第1子・第2子…各227,000円、第3子以降…各75,600円

● 障害厚生年金

- 1級: $[(\text{平均標準報酬月額}) \times 7.5/1000 \times (\text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}) + (\text{平均標準報酬額}) \times 5.769/1000 \times (\text{平成15年4月以降の被保険者期間の月数})] \times 1.031 \times 0.981 \times 1.25 + \text{配偶者の加算}(227,000\text{円})$
- 2級: $[(\text{平均標準報酬月額}) \times 7.5/1000 \times (\text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}) + (\text{平均標準報酬額}) \times 5.769/1000 \times (\text{平成15年4月以降の被保険者期間の月数})] \times 1.031 \times 0.981 + \text{配偶者の加算}(227,000\text{円})$
- 3級: $[(\text{平均標準報酬月額}) \times 7.5/1000 \times (\text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}) + (\text{平均標準報酬額}) \times 5.769/1000 \times (\text{平成15年4月以降の被保険者期間の月数})] \times 1.031 \times 0.981 \leftarrow \text{最低保証額}(591,700\text{円})$
- 被保険者期間が300人月(=25年)に満たないときは300月とする

- 試算: 障害認定日請求。2級。厚生年金(下限額)。遡及5年
 $(788,900\text{円} + 591,700\text{円}) \times [2\text{年分(受給権)} + 5\text{年分(遡及)}]$
 $= 1,380,600\text{円/年}(=115,050\text{円/月}) \times 7\text{年} = 9,664,200\text{円}$

年金・医療・介護はいくら

1. そもそも老後生活はいくらかかるの？
 - ・ 基本的な考え方(計算方法)
2. 社会保障とは
 - ・ 社会保障と社会保険、給付と負担の関係
3. 年金制度
 - ・ 年金制度の全体像
 - ・ 老齢年金、遺族年金、障害年金
4. 医療保険制度
 - ・ 健康保険、国民健康保険
後期高齢者健康保険
5. 介護保険制度
 - ・ 在宅サービス、施設サービス

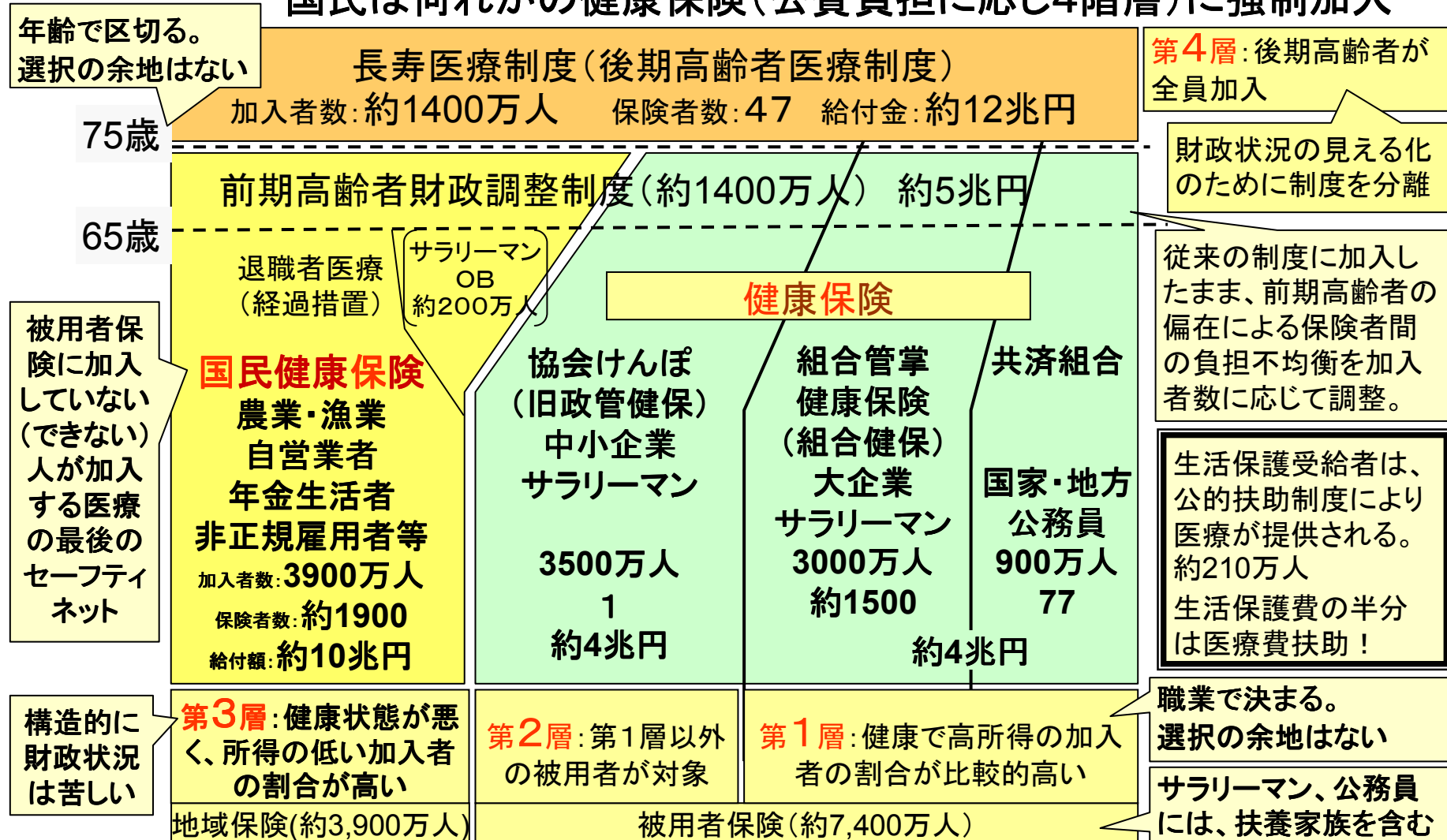
4. 医療保険制度の構造

国民皆保険、現物給付方式、フリーアクセス、社会保険＋公費投入

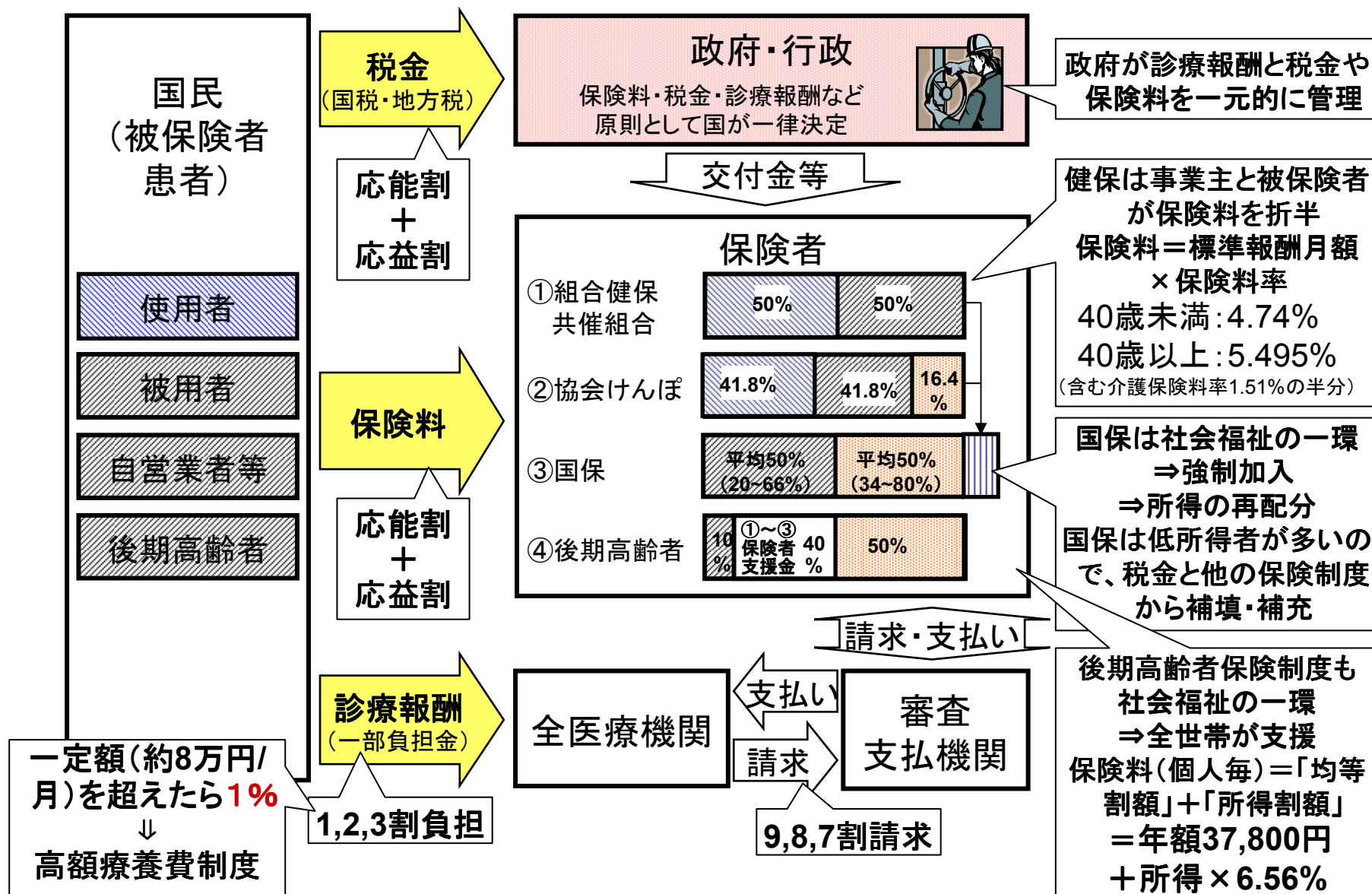


4. 公的医療保険制度の構造

日本の医療制度は世界一（早い、安い、上手い）！⇒全て**国民皆保険**おかげ
国民は何れかの健康保険（公費負担に応じ4階層）に強制加入



4. 医療保険制度の財源は税金と保険料



国民健康保険の保険料

保険者は各市町村。地域の状況に応じ保険料は(非常に)大きく変わる

■医療保険分

	平成23年中の総所得金額等	基礎控除額	賦課標準額	料率		
①所得割額・・・	3,330,000円	330,000円	3,000,000円	5.41%	= ①	162,300円
②均等割額・・・	加入する人数	2人	19,800円		= ②	39,600円
③平等割額・・・	1世帯あたり	11,800円			= ③	11,800円
医療保険分年間保険料 ①+②+③ = A						213,700円
						(賦課限度額 50万円)

■後期高齢者支援金等分

	平成23年中の総所得金額等	基礎控除額	賦課標準額	料率		
④所得割額・・・	3,330,000円	330,000円	3,000,000円	1.22%	= ④	36,600円
⑤均等割額・・・	加入する人数	2人	6,500円		= ⑤	13,000円
支援金等分年間保険料 ④ + ⑤ = B						49,600円
						(賦課限度額 13万円)

■介護保険分(40歳～64歳)

	平成23年中の総所得金額等	基礎控除額	賦課標準額	料率		
⑥所得割額・・・	3,330,000円	330,000円	3,000,000円	1.64%	= ⑥	49,200円
⑦均等割額・・・	第2号被保険者数	2人	14,300円		= ⑦	28,600円
介護保険分年間保険料 ⑥ + ⑦ = C						77,800円
						(賦課限度額 10万円)

平成24年度国民健康保険料(年額) A+B+C = 341,100円

賦課限度額や保険料軽減制度が設定されている

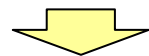
国民健康保険の保険料を滞納すると

1. 国保から督促状が送られる



2. 保険証の有効期間が短くなる

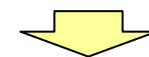
国保の窓口で保険証を返還し、有効期間の短い「短期被保険者証」が交付される。期限切れごとに保険証の交付を国保の窓口で受ける。



1年以上滞納すると

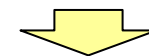
3. 医療費の負担が一旦全額自己(10割)負担になる

国保の窓口で保険証を返還し、「被保険者資格証明書」が交付される。病院窓口で一旦全額を支払う。保険証の再発行は、滞納保険料(税)を納めた場合か、滞納の事情が認められた場合。支払った医療費は後日申請すると、本来の自己負担分を除いて国保から払い戻される



1年6ヶ月以上滞納すると

4. 保険給付が一時差し止められる



それ以上滞納すると

納付が困難なときは、早めに国保の窓口で相談しましょう。納付について柔軟に対応してもらえることがあります。

5. 差し止められた給付額から滞納分が差し引かれる

差し押さえ(保険者の義務)も増えている。収納率向上へ様々な工夫がされている。

4. 自己負担は？

例えば100万円の治療を受けても、「高額療養費制度」の活用で

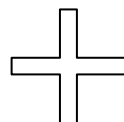
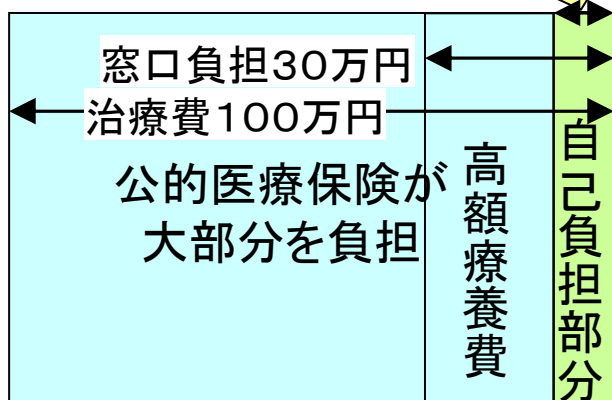
治療費の自己負担は1か月あたり

約9万円

更に様々な限度額や軽減制度が設定されている

健保では各企業独自の保障により更に減額

一般の治療費以外にかかる費用



食事代 1日3食で780円

差額ベット代 1日あたり平均 約5000円
(個室や少人数の病室に入った際の料金)

先進医療の治療費 (先端医療を受けた際の実費部分の料金)

雑費(日用品代・交通費など)

<保険の対象になるもの>

診療

薬剤、治療材料の支給

処置、検査、手術その他の治療

居宅療養上の管理及びその療養に伴う看護

病院又は診療所への入院及びその療養に伴う看護

一般診療

予約診療、時間外診療

大病院の初診・再診

通算180日を超える入院

制限回数を超える医療行為

選定療養

<保険の対象にならないもの>

正常な妊娠や出産、美容整形、近視矯正手術

健康診断、人間ドック、予防注射

業務上での病気や怪我(労災)、故意に事故をおこしたとき

自由診療

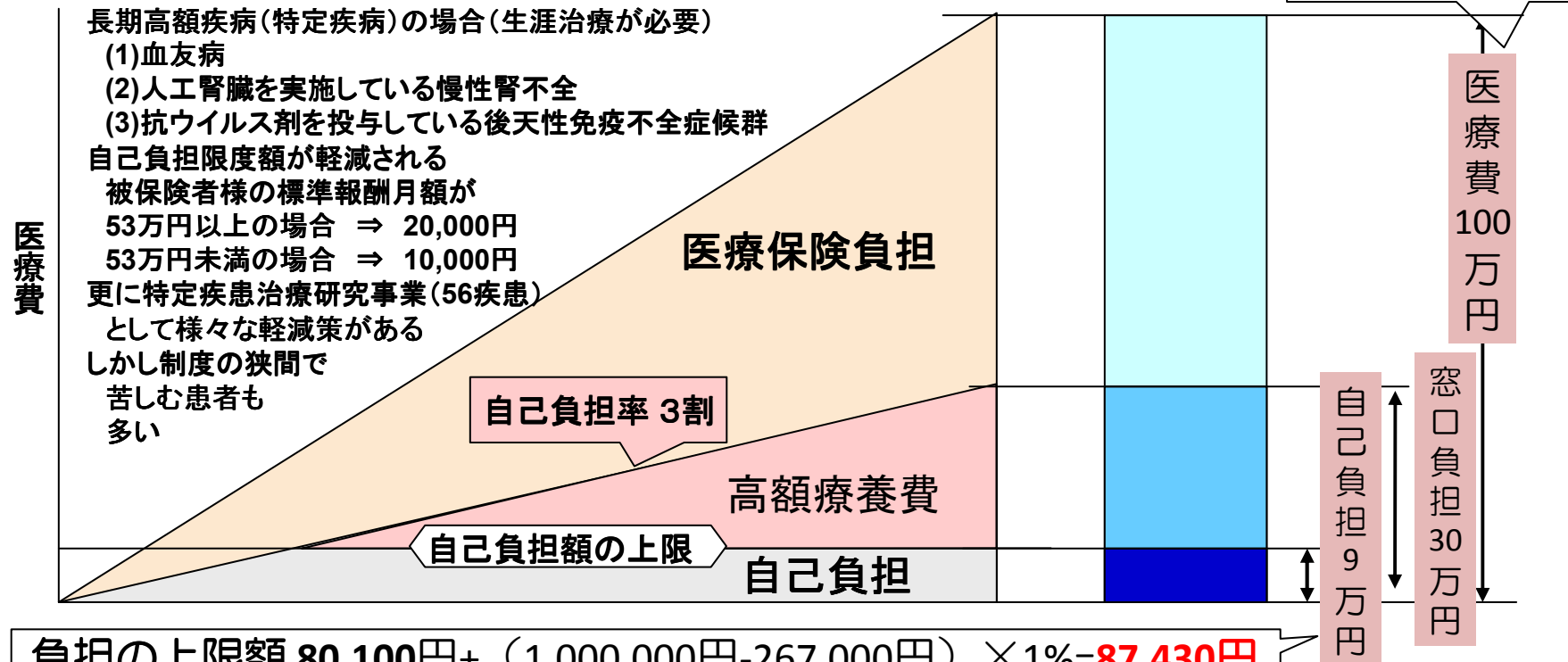
傷病手当金(健保の場合)

被保険者が業務外の事由による療養のため労務不能となった場合、その期間中、最長で1年6ヶ月、1日につき標準報酬日額の3分の2相当額を支給

更に企業内保証により更に独自給付がある

4. 高額療養費制度

＜例＞100万円の医療費で、窓口負担（3割）30万円かかる場合



70歳未満、一般。多数回該当は**40,400円** 健康保険組合の場合は自己負担は更に減額(例**2万円**)

高額療養費として支給 $30万円 - 87,430円 = 212,570円$

70歳以上一般の外来
の自己負担限度額は
12,000円

申請3ヶ月後
時効2年

限度額適用認定証:
入院の場合、事前に提出すると、窓口での
支払いは負担の上限に止めることができる

医療費控除
と併用可能

世帯合算:
複数の受診や同じ世帯
にいる他の方の受診に
ついて、窓口でそれぞ
れ支払った自己負担額
を1か月(暦月)単位で
合算できる

差額ベッド代

差額ベット代は、**全額自己負担**、病院が自由に価格を設定可

- ①()人以下の病室
- ②1人あたりの面積が6.4㎡以上(4畳)
- ③ベッドごとにプライバシーを確保する設備がある
- ④個人用の私物収納設備、照明、小机、椅子などがある

差額ベットの正式名称は
「特別療養環境室」

意外と短い入院日数
一般病床で22.1日
癌で22.5日

病院には大部屋と呼ばれる6人部屋の他に、個室、2人室、3～4人室等がある。
大部屋は、公的医療保険が適応されるので、自己負担はない。
大部屋以外の部屋に入院するとその差額、差額ベッド代が全額自己負担。
差額ベッド代のかかる病室の利用は、患者の希望と同意が必要。

総病床の19%

平均額は5,828円／泊

東京の場合は高い
(不動産価格と連動)

個室が7558円
2人室が3158円
3人室が2774円
4人室が2485円

実際は個室が多い。1万円以下が9割

豪華な特別室

東京慈恵医大病院 - 210,000円 131平方メートル
東大病院 - 189,000円 155平方メートル
NTT東日本関東病院 - 126,000円 63平方メートル

入院一日当たりの
自己負担は
平均16,000円
(平成22年度生命保
険文化センター調べ)

差額ベッド代を支払わなくてもよいケース

希望していなくても、同意せざるを得ない場合が多い →8割?

- ・救急や病状など治療上の理由により医師が個室を指定した場合
- ・空きベッドがない場合
- ・料金を明示した同意書へのサインがないまま個室に移された場合など

年金・医療・介護はいくら

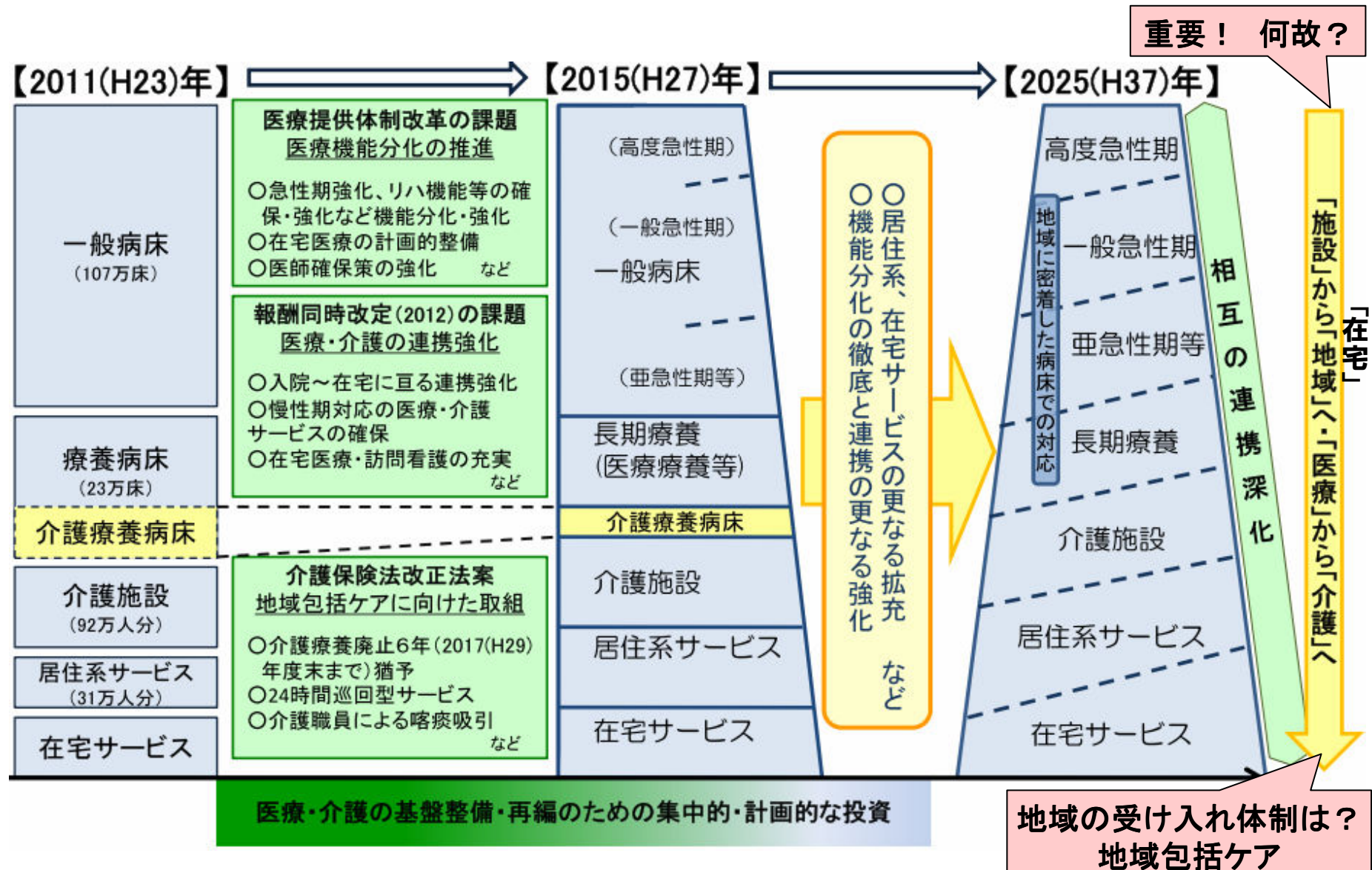
1. そもそも老後生活はいくらかかるの？
 - ・ 基本的な考え方(計算方法)
2. 社会保障とは
 - ・ 社会保障と社会保険、給付と負担の関係
3. 年金制度
 - ・ 年金制度の全体像
 - ・ 老齢年金、遺族年金、障害年金
4. 医療保険制度
 - ・ 健康保険、国民健康保険
後期高齢者健康保険
5. 介護保険制度
 - ・ 在宅サービス、施設サービス

5. 介護保険（医療保険との違い）

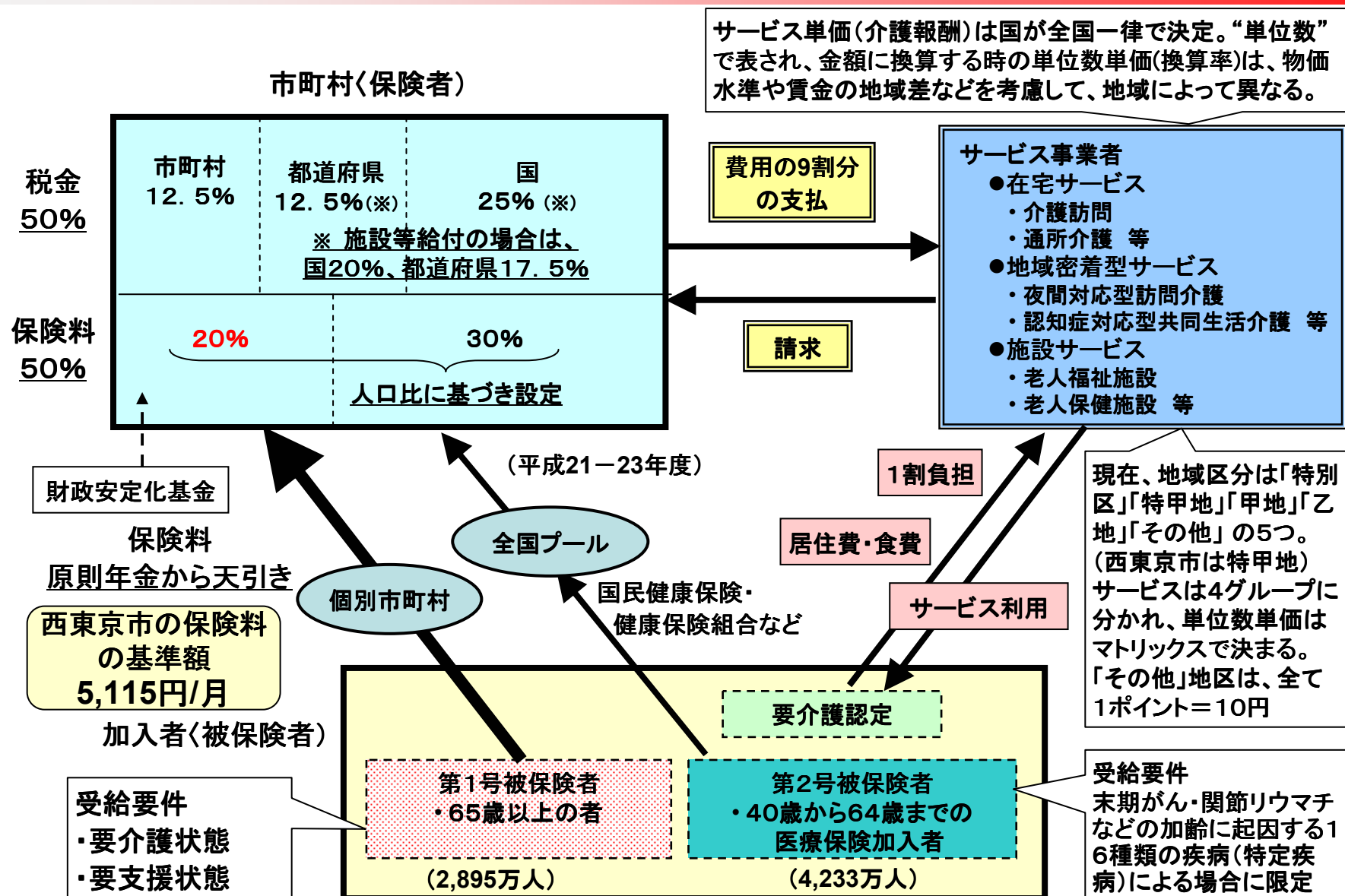
医療と介護は、体と心のケアを行うという点では類似しているが、基本的に全くの別物

	医療保険	原則、併用できない	介護保険
目的	病気や怪我の 治療 （治療が優先され利用者の安楽に欠けるとの批判もあった）		加齢や病気・怪我などで、自分の力で 日常生活 を営むのが困難な人の 手助け
対象者	患者		利用者
被保険者	日本の全国民		40～60歳の第2号被保険者と65歳以上の第1号被保険者。保険料も介護サービスの受給条件にも違いがある
サービスの決定	保険証を持って病院へ行くと、検査などの必要性を医師が判断し、必要であれば医療保険が使える		その人に介護が必要かどうかを市町村の介護認定審査会が認定。介護保険サービスが利用できるようになる
サービスの制限	薬や検査などの治療上に上限はなく、必要な医療が受けられる		認定を受けると、その要介護レベルに応じて利用できるサービスの上限が決まる
サービスの内容	利用できないサービスはほとんどない（診察、治療に必要な材料や薬の処方、手術や処置といった実際の治療、入院費全般など）		施設サービスが3種類、自宅にしながら利用できる居宅サービスが12種類と、利用できるサービスが決められている

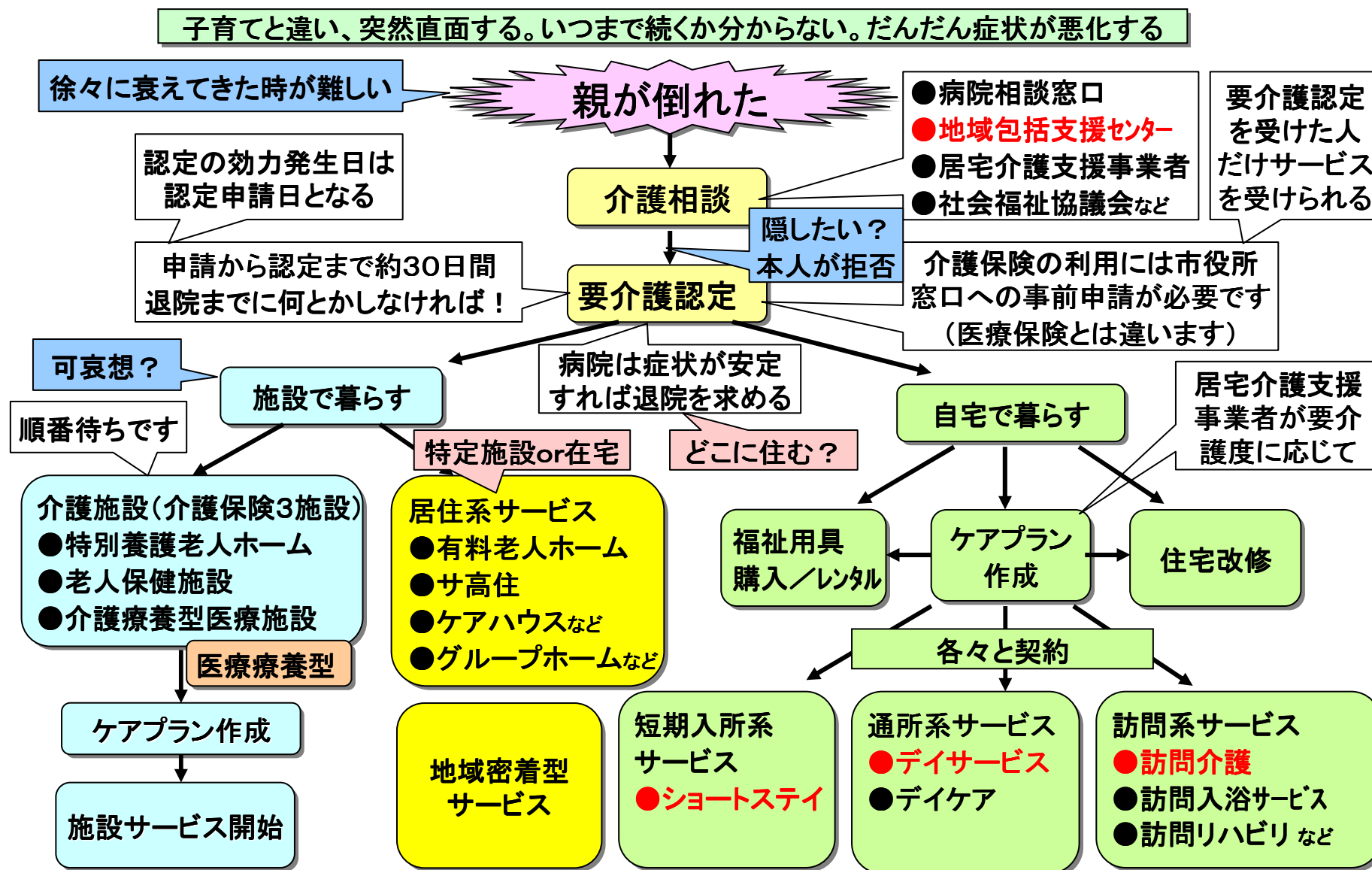
5. 医療・介護機能強化の方向性イメージ



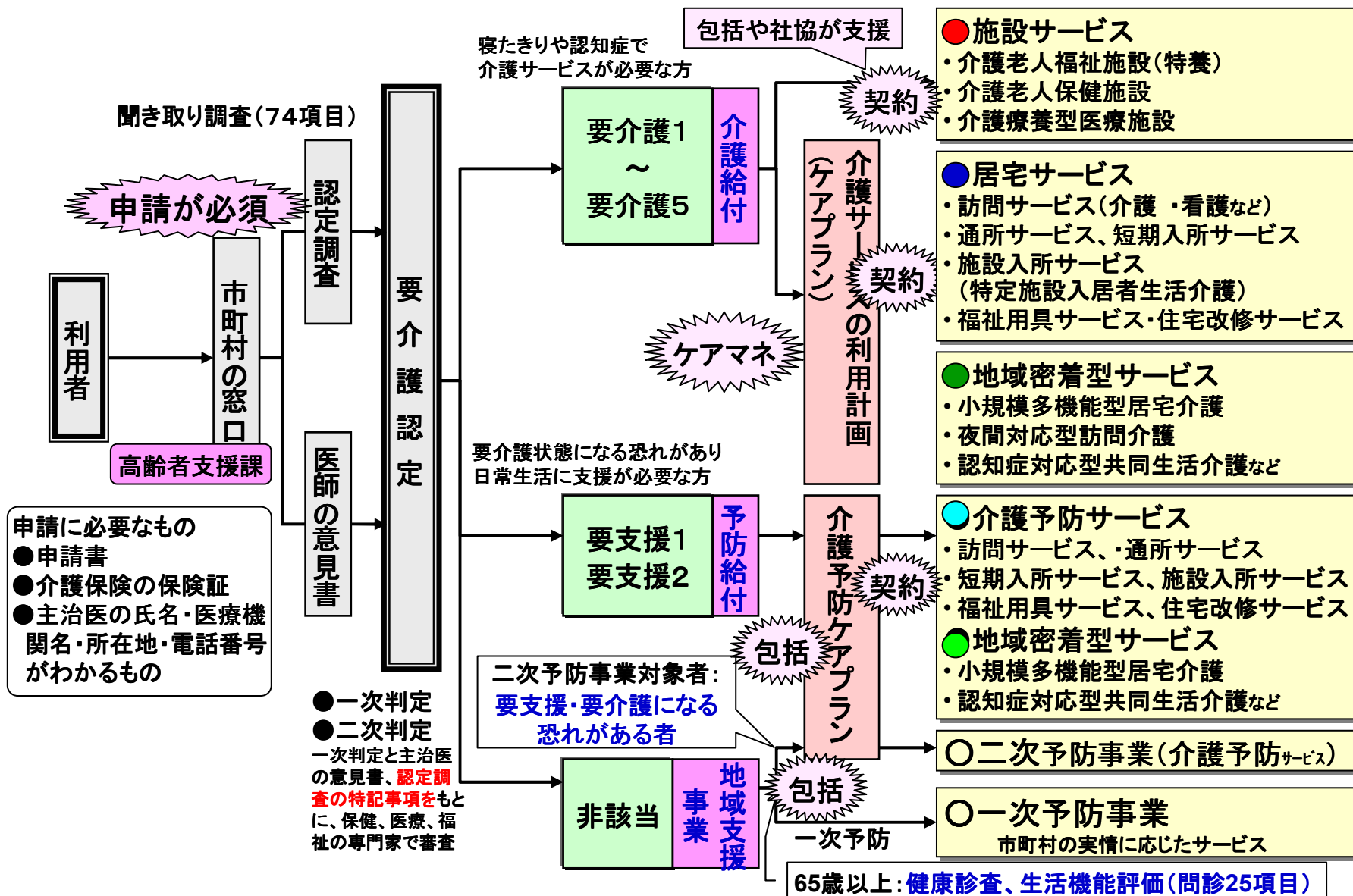
5. 介護保険制度の概要



5. 要介護になったら 在宅？施設？



5. サービス利用の手続き



都道府県が指定・監督

市町村が指定・監督

市町村が実施

5. 介護保険サービスの自己負担は？

介護保険サービス料金の約1割

介護保険の対象にならない費用

自己負担は1か月あたり
約5,000円~約36,000円

利用限度枠の範囲内で
公的介護保険が
9割を負担

自己負担部分

+

<継続的に支払うお金>

- 利用限度額を超えた介護サービスの利用料
- 施設に入所した場合の居住費や食費、雑費など

<一時的に支払うまとまったお金>

- 家の大規模なリフォーム代
- 有料老人ホームの入居一時金など

住宅改修一世帯20万円
9割を負担

福祉用具購入年間10万円
9割を負担

東京都高齢者グループホーム例(要介護2, 西東京市)

- 施設サービスの場合は介護保険限度額はありません。
- 「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている「介護付有料老人ホーム」などの施設では、要支援1～要介護5までの区分別で介護保険自己負担額が定額になります。
- 在宅介護サービスの自宅での利用や、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていない「住宅型有料老人ホーム」、「サ高住」などの施設では、要支援1～要介護5までの区分別で介護保険自己負担額が変動します。

5. 在宅サービスの費用

在宅サービスの支給限度額

要介護度	支給限度額 (1ヶ月)	自己負担 (1割)	福祉用具貸与	福祉用具購入	住宅改修
要支援1	49,700円	4,970円	手すり 歩行器 補助杖 等	年間 10 万円 (1割 自己 負担)	一 所 帯 20 万円 (1割 自己 負担)
要支援2	104,000円	10,400円			
要介護1	165,800円	16,580円			
要介護2	194,800円	19,480円			
要介護3	267,500円	26,750円			
要介護4	306,000円	30,600円			
要介護5	358,300円	35,830円			
			介護用 ベット 車いす 床ずれ 防止 用具 等		

- 施設サービスの場合は介護保険限度額はありせん。
- 「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている「介護付有料老人ホーム」などの施設では、要支援1～要介護5までの区別で介護保険自己負担額が定額になります。
- 在宅介護サービスの自宅での利用や、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていない「住宅型有料老人ホーム」、「サ高住」などの施設では、要支援1～要介護5までの区別で介護保険自己負担額が変動します。

ケアプランの作成上のポイント

サービス費用
の総計

<

支給限度額

ケアマネは、必要なサービスとその費用を常に素早く計算し、バランスしています
不測事態を想定して常に1～2割程度の余裕が必要です。

自己負担が重くなった時や所得の低い方には、負担を軽減する仕組みがあります

●高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの1割の利用者負担の(世帯)合計が高額になり、ある一定の額を超えたときは、申請すると超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。介護保険分のみです！

●高額医療・高額介護合算制度

同じ年に、同じ医療保険の世帯内で、医療保険と介護保険の両方を合わせた自己負担が、決められた限度額を500円以上超えた場合、申請すると超えた分が支給されます

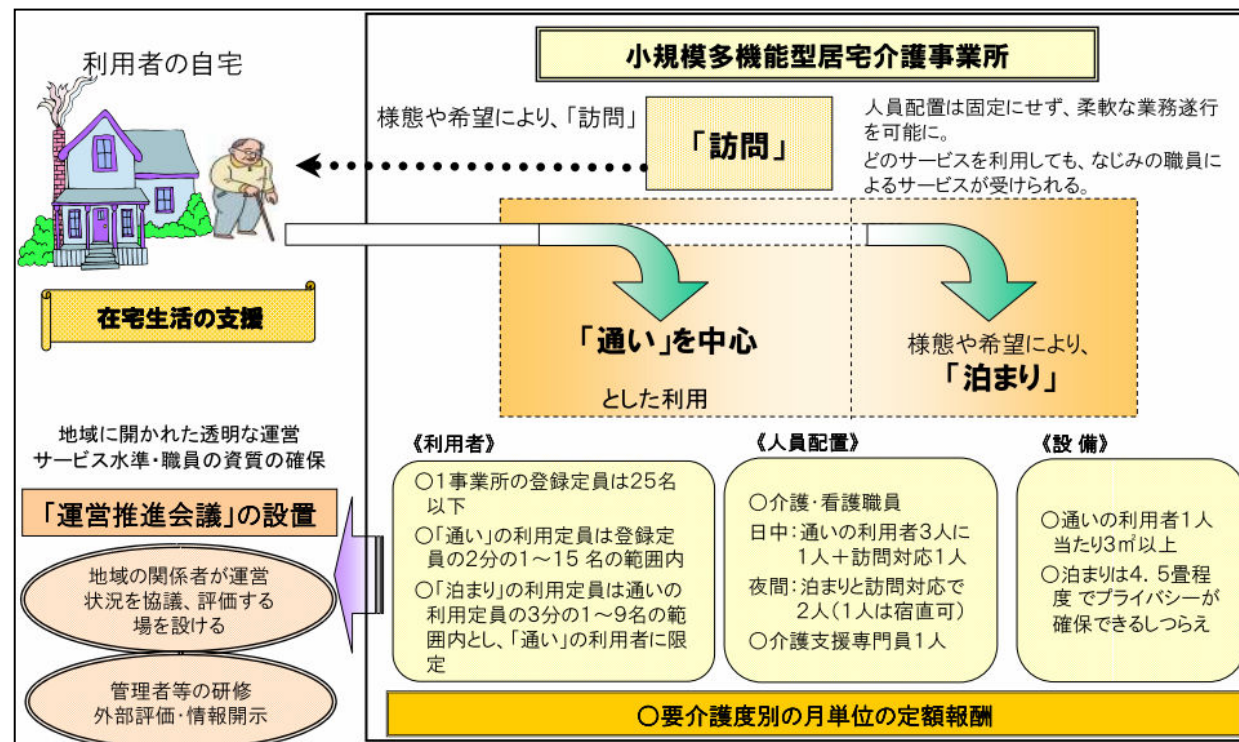
5. 地域密着型サービス例（小規模多機能型在宅介護）

- 従来は、施設の建物の中で、食堂やお風呂へ行ったり来たり
- これからは、地域の中で、自宅を中心に行ったり来たり
「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度になっても在宅での生活が継続できるように支援

1ヶ月あたりの
サービス料の目安

要介護度	サービス費用
要支援1	48,399円
要支援2	86,585円
要介護1	123,786円
要介護2	176,799円
要介護3	252,187円
要介護4	277,215円
要介護5	304,539円

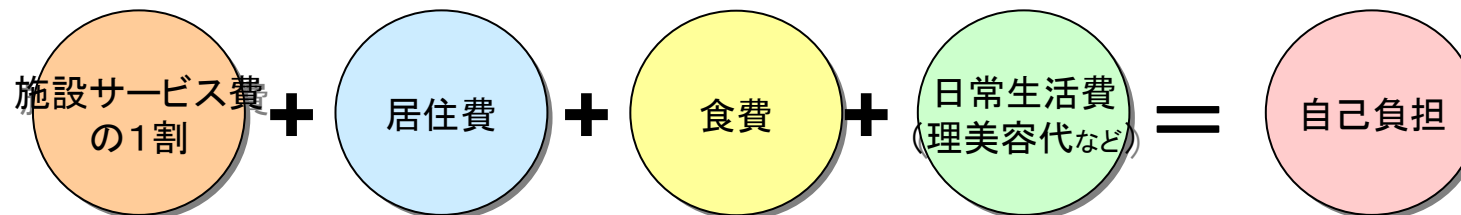
食費、日常生活費、滞在費
は別途負担



- 1ヶ月の利用料の目安（西東京市「みどりの樹」事例）
 - 要支援1，認知症自立レベルⅠ。週2日通いでその内週1日泊、週1日訪問 →27,371円
 - 要支援2，認知症自立レベルⅡ。週5日通いでその内週2日泊、週2日訪問 →56,509円

5. 施設サービス負担額の目安(要介護3の場合)

※食費・居住費(ホテルコスト)が自己負担



(単位:万円)

特養の料金(自己負担)は、月額8万円くらい減免が効く。減免がなくても10万円程度
 新型特養は5千円/日→15万～18万円

老健は3千円/日→10万円程度

グループホーム(9名単位)は18万～25万円(介護が重くなると退所の場合がある)
 有料老人ホームは22万～?(多様)

			介護サービス費 (1割負担)	食 費	居住費	合 計
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	ユニット型 個室	1段階	1.5	1.0	2.5	5.0
		2段階	1.5	1.2	2.5	5.2
		3段階	2.5	2.0	3.9	8.4
		4段階	2.6	4.2	6.0	12.8
	多床室 (相部屋)	1段階	1.5	1.0	0	2.5
		2段階	1.5	1.2	1.0	3.7
		3段階	2.5	2.0	1.0	5.5
		4段階	2.5	4.2	1.0	7.7
介護老人保健施設	多床室	1段階	1.5	1.0	0	2.5
		2段階	1.5	1.2	1.0	3.7
		3段階	2.5	2.0	1.0	5.5
		4段階	2.9	4.2	1.0	8.1
介護療養型医療施設	多床室	1段階	1.5	1.0	0	2.5
		2段階	1.5	1.2	1.0	3.7
		3段階	2.5	2.0	1.0	5.5
		4段階	3.1	4.2	1.0	8.3

↑生活困窮者

↓一般者

セカンドライフの安心設計
-年金・医療・介護-
ご清聴有難うございました

次回6月29日(土) 13時30分～15時45分
相続・贈与・遺贈(どう遺すか)